

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/8/29～2007/9/4 第 58 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
012	千代延明憲委員	07/9/3	「事業費膨張が気になる伊賀水道用水供給事業」が寄せられました。別紙012-1をご参照下さい。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/8/29～2007/9/4 第 58 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
786	宇治「防災を考える市民の会」梅原孝氏	07/9/3	「淀川水系流域委員会 様」が寄せられました。別紙786-1をご参照下さい。
785	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	07/9/3	「淀川水系流域委員会の審議について」が寄せられました。別紙785-1をご参照下さい。
784	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	07/9/3	「淀川水系流域委員会において審議・検討を要請する事項 1」が寄せられました。別紙784-1をご参照下さい。
783	酒井隆氏	07/9/3	「どうする桂川流域治水の原点。葛野大堰撤去！」が寄せられました。別紙783-1をご参照下さい。
782	宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏	07/9/3	「宇治川の現況と課題について」が寄せられました。別紙782-1をご参照下さい。
781	荻野芳彦氏	07/9/3	「質問書(1)」が寄せられました。別紙781-1をご参照下さい。
780	自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦氏	07/9/2	「淀川水系流域委員会運営会議 御中」が寄せられました。別紙780-1をご参照下さい。
779	自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦氏	07/9/2	「淀川水系流域委員会の審議スケジュールについて」が寄せられました。別紙779-1をご参照下さい。
778	岡田豊一氏	07/8/31	「淀川水系流域の関係者のみなさんへ」が寄せられました。別紙778-1をご参照下さい。
777	酒井隆氏	07/8/30	「しっかりみてや！現地視察」が寄せられました。別紙777-1をご参照下さい。
776	細川ゆう子氏	07/8/28	「淀川水系流域委員会の6年を振り返って」他が寄せられました。別紙776-1をご参照下さい。

2007年9月1日

事業費膨張が気になる伊賀水道用水供給事業

淀川水系流域委員会

委員 千代延明憲

先に示された淀川水系河川整備計画原案によれば、伊賀水道用水供給事業を進めている三重県は、必要とする水利権量は見直しにより約6割に落としたものの、川上ダムで新規水源を確保するとされている。

委員会は、今年1月にまとめた意見書「水需要管理の実現に向けて」の中で、三重県の新規水源確保に関し川上ダムによらない代替案を提示し、河川管理者は三重県の水道用水供給事業のためにも代替案採用の真剣な検討を訴えた。

しかし、原案では新規水源確保は、従来どおり川上ダムによるとしている。

この点に関しては、今後河川管理者から十分な説明を受けたいと考えているが、その前から懸念されるのが、原案の通り事業が継続されたとして川上ダム完成時に三重県が負担する事業費である。

一般にダム建設事業では、当初計画の事業費が事業完了時には相当高い率で高騰している事例が多い。あわせてダム建設完了の時期も大きく遅れている。参考までに、添付の07年8月30日の日経新聞を参照していただきたい。(少なくとも、建設費の当初見積もりと実際の建設費・見込みの数字は事実である)

ちなみに、極端な例ではあるが事実近くの大滝ダムの事業費は、当初計画では230億円であったものが、実際の見込みは3640億円と15.8倍に膨らんでいる。このため、大滝ダムに新規水源を求めた利水者は、過去6回もの事業費増額をのまざるをえない状況に追い込まれ、その結果それぞれの利水者の事業費負担は、当初計画に比べ、現状では次のように膨張している。(負担金額は、負担率を基に当方で計算した数字である)

和歌山県	負担率 1.30%	当初見積もり 3.0 億円	実際の見込み 47.3 億円
和歌山市	負担率 5.95%	当初見積もり 13.7 億円	実際の見込み 216.6 億円
橋本市	負担率 2.90%	当初見積もり 6.7 億円	実際の見込み 105.6 億円
奈良県	負担率 10.15%	当初見積もり 23.3 億円	実際の見込み 369.5 億円

上述の事例はまれなケースであろうが、いずれにしても川上ダムに新規水源を求める三重県は、事業費負担が最終いくらに膨らむか、上限設定のないリスクを負っているのである。

淀川水系流域委員会 様

新委員に選出された委員の皆さま大変ご苦勞様です。大変な過密日程の中ですが、新河川法の趣旨を全うしたご審議と決定をしていただきますようよろしくお願いいたします。

私も宇治「防災を考える市民の会」も9月1日に「住民懇談会」を開催するなどよりよい河川整備計画が策定されるように奮闘しているところです。

その中で、出されております下記の内容について十分な審議を経て住民にもわかりやすく理解できる内容にさせていただきますようお願いいたします。

07/09/03 宇治「防災を考える市民の会」 梅原 孝

1、天ヶ瀬ダム流域に対する流域流量と大戸川ダム問題について

①これまでの説明では、南郷洗堰より天ヶ瀬ダムまでの流域で2日間に272mmの降雨に対して2800トンの流量になる。大戸川にダム建設・調整して300トンに減量、天ヶ瀬ダムで1200トンに調整して放流し、宇治橋までの間で300トン増える。宇治橋付近から槇島で1500トンの流量になる。そして山科川合流地点で2400トンになり、桂川5100ト、木津川6100トと合流して12000トン/秒の計画と聞いてきました。

今回整備局提示案の淀川計画高水流量図では、宇治川・宇治地点で1500ト、桂川は、200トを増量し5300トに、木津川は、100ト増量の6200トになっています。

南郷洗堰から三川合流地点まで1500トの明示しかありませんが大戸川下流、天ヶ瀬ダム、宇治橋、槇島堤防付近、隠元橋、山科川下流での流量はいくらになるのか明らかにしていただきたいと思えます。

②大戸川ダムは、「治水のみに対応した穴あきダムとして建設する。」となり、理由は、「桂川の河川改修に伴い、下流の流入量が増える淀川の枚方市で計画水位を超過することが予測されるため、上流部で流出を抑える必要がでたため」とのことらしいですが、それなら宇治川の流量を減じることになるのではないのでしょうか。

そうであるならば流域治水に対しては、現況の天ヶ瀬ダムで対応可能で巨費を投じてトンネルを掘ることもなくなるのではないのでしょうか。

③大戸川流域には、約10のゴルフ場が存在し、その面積は、流域の1割にも及んでいます。大半がS47年の改訂以降に建設されています。各ゴルフ場の調整池等の設備能力は、どうなのか。ここをさらに強化することで、流域流量を減量することができるのではとも考えますが検証をお願いします。

2、洗堰「全閉鎖操作撤廃」問題について

南郷洗堰については、「流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調整施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。」となっています。結果、琵琶湖沿岸の浸水被害対策でどれだけの効果があるのか。明確にしていきたいと思えます。

3、ダム流下方法について

これまで既存の施設を利用するとかダム本体にさらに2つの排水溝を設置する提案もされてきましたが、今回の提案では、最初の提案どおりダム左岸側にトンネルを掘って放流するとなっています。なぜそうなったのか、明確な説明と検証をお願いします。

4、ダム放流時に発生する低周波音問題について

志津川区への2回の説明会后、昨年と今年にかけて実態調査がされていますが、調査日には振動が少なく、終わってから大きく感じるなどの声が出ています。トンネル方式になればどうなるのか具体的な説明と検証をお願いします。

また周辺の家屋だけでなく下流域で頻繁におこるがけ崩れへの影響など1500トン放流になればどうなるのか不明です。

5、塔の島地域の流下能力、景観、亀石問題、鵜飼問題などについて

塔の島検討委員会でも議論されてきましたが、締切り堤の撤去などについては撤去改善の提案がされましたが、亀石問題は解決不能の状態です。鵜飼についても9月1日に体験しましたが、本川に出てやっていたときの醍醐味がありません。女性鵜匠の方ががんばりで盛り上げていただいていると感じました。また鵜がとった魚は、かつてはすぐに天ぷらにして食べられましたが、今は無理で、鮎もほとんどとれないとのことで、随分、環境が悪化したと思いました。なぜ鮎がいなくなったのか、魚が食べられないのか。この点での検証もお願いします。本川で安全に鵜飼ができるかつての宇治川にして欲しいと思います。

6、左岸槇島堤防、右岸堤防問題について

宇治川左岸、槇島堤防の再決壊への不安が強く、重要水防箇所も多数あります。H16年3月の整備局淀川堤防強化検討委員会の報告では、「堤防としては非常に脆弱で、26.3kmのうち22.5kmが浸透や浸食に対して安全度が低い」とされています。

今回の提案では「堤防補強については、宇治川においては3.4キロで実施する。安全度が特に低く被災履歴のある箇所から優先的に対策を施し、概ね10年以内で全区間の対策を完了する予定。」とされています。何をもちいて安全と判断できるのかわかりやすい説明をお願いします。

7、魚類、水質問題について

なぞの白い泡が発生し、淀川河川事務所はH19年3月12日には第1回塔の島地区環境問題対策研究会設立、検討されています。

緑色の水、魚が食べられない。ハエ、うなぎ、鮎の激減、ブラックバス、ブルーギル等の繁殖。宇治川は死んだ川になったとも聞きます。これはダムに魚道がなく完全に遮断されていることも大きな要因ではと考えます。これまでの自然環境を取り戻すためにこの点での検証もお願いします。

8、内水排除問題について

今回の提案では、山科川上流において1500ト/sの流下能力を確保する。となっていますが、天ヶ瀬ダムから宇治橋付近の間では、流域流量300ト/sが加算されていると考えますが、以降、三川合流点までの計画流量は、不明です。戦川、堂の川などの主要な河川が流入していますが、これで内水処理ができるのでしょうか。

9、減砂対策問題について

H18年3月22日版「具体的な整備内容シート（基礎案）」では、土砂移動の障害を軽減するための方策を検討の項で、大峰橋上流よりダム下流への「土砂吐きトンネル」が検討されていますが、どのように実施するのか不明です。

10、利水問題について

全てのダムで、人口減、給水量減の中で利水計画が撤退されている中で、天ヶ瀬ダムのみ計画の変更がないのはなぜでしょうか。府、市においても需要増は考えられず、巨額の負担金額からみて必要の無い支出は、住民から理解されないものです。

すでに何十年と現状のダムで対応できていることからみれば、再開発の必要はないのではと考えます。見直しが必要ではないでしょうか。

以上

2007年9月3日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

淀川水系流域委員会の審議について

1、国土交通省近畿地方整備局は、8月28日、淀川水系河川整備計画原案を発表しました。委員会に要請したいことは、まともな原案を出させてから、審議に入ってもらいたいということです。

宇治川に関していうならば、この4～5年間の流域委員会の審議や地域住民、市、観光協会・商工会議所などの意見をふまえず、説明責任を果たさず、結論だけを押し付けるもので地域を馬鹿にしているのかと怒りを感じます。

天ヶ瀬ダム再開発は既存の施設の活用を検討するために調査を行っています。その調査検討を引き伸ばし、時間稼ぎをし、流域委員会に結果を報告もせず、計画当初のトンネル方式を打ち出しています。

また二つの世界遺産と宇治川が一体となった宇治のシンボル景観である塔の島地区の河道整備は、百億円近い税金を投入して天ヶ瀬ダム再開発関連工事を行い、狭い河道をわざわざ埋め立て、流下能力を低下させ、宇治川の環境と景観を破壊してきました。この反省の上にならなくてはじめて次の検討が可能だと思います。

ところが原案の62ページの図4.4.3-3「塔の島地区河道整備」で塔の島地区河道整備・河道掘削は、一部完了したと示しています。これはこれまでに提示されたものと異なり、委員会や地元も知らないうちに河道掘削工事をやったのか、それは信義に反すると考えます。

そして怒りに油を注ぐものが、図4.3.3-4「河床掘削により河積を確保 瀬田川河道掘削横断図」です。宇治川塔の島地区の河道掘削であるにもかかわらず、瀬田川と記しています。河川の名前をまちがえる。あってはならないことです。これは河川管理者においていかにさまざまな検討が行われているか、また緊張感を欠いた状態にあるかということを示しています。

河川名を間違えるようなものは原案足り得ないと考えます。撤回し、再提出させるべきです。

2、第2の要請は、宇治川の河川整備について集中的に十分に審議して欲しいということです。残念ながら第2次委員会では、河川管理者の調査・検討報告、方針提示の引き伸ばしでほとんど検討・審議できていません。宇治川をよく知り、宇治川の意見を代表する宇治地域の代表は第3次委員に任命されませんでした。宇治川の解決なくして琵琶湖・瀬田川から淀川への水系の解決はありません。第3次委員会では、地域の意見を聴き、河川管理者に説明責任を果たさせ、しっかり審議していただきたい。

3、第58回委員会で河川管理者が流域委員会に対しておこなった「説明責任を果たす」「見切り発車はしない」の約束事項を毅然として守らせてもらいたい。

以上

2007年9月3日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

淀川水系流域委員会において審議・検討を要請する事項1

1、「宇治川の現状と課題」において天ヶ瀬ダム再開発・1500m³/秒放流計画に関連してすでに実施された宇治川整備・改修工事によって宇治川の自然環境と景観が大きく破壊されていること、その修復が宇治川河川整備において肝心要であることを問題提起しました。

審議・検討要請事項

①塔の島・橘島護岸の抜本的改善方策の検討

危険と環境と景観破壊の塔の島・橘島の護岸を、安全性の確保、環境、景観を修復する観点で抜本的に改善する方策を検討されたい。

②塔の川締切堤、天ヶ瀬吊橋から塔の川への導水管、亀石遊歩道（宇治山田護岸工事として亀石周辺埋め立てた）の撤去の検討

環境と景観破壊、流下能力の阻害をおこしているこの3つを環境と景観および流下能力の修復の観点から撤去を検討されたい。

第2次委員会は、すでに宇治川の流下能力増大に逆行するものとしてこれら3つの撤去検討の意見を出しています。

河川管理者は、導水管の撤去、遊歩道の撤去について委員会や地域の意見を無視・軽視しています。

③水生生物生息環境の修復

砂州の消滅が水生生物生息環境に大きな影響を与えていると考えられます。的確な水生生物生息環境の調査をもとに、生息環境の修復やその一環として砂州の復元の方策を検討されたい。

2、塔の島地区流下能力1200m³/秒の検討

淀川水系河川整備計画原案は、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させるとしている。「(3) 具体的な整備内容 3」宇治川・瀬田川①宇治川」で「山科川上流において1500m³/秒の流下能力を確保するため、以下の対策を実施する。これにより、宇治川において戦後最大の洪水に対する安全な流下が可能になるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図る。」として「・隠元地区において、引堤及び河道掘削を実施する。・塔の島地区においては優れた景観が形成されていることから、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全、親水性に配慮した河道整備を実施する。・天ヶ瀬ダム再開発事業に基づき、天ヶ瀬ダムの放流能力を増強させる。」として、「塔の島地区の河床掘削による河積の確保」、「天ヶ瀬ダム再開発放流能力の増強はトンネル式放流設備」を示している。

宇治川塔の島地区は「宇治川の現状と課題」でも提起しているように、2つの世界遺産を一体となった宇治のシンボル景観であり、宇治市景観計画において重点地域であり、宇治川は景観重要公共施設である(2007年策定)。

河床掘削は水位低下をもたらし、名勝 亀石が陸に上ってしまうことになり、環境と景観の破壊をさらに進める危険性がある。

治水のための流下能力増大の必要性と河川整備(河床掘削)による自然環境と景観の破壊をいかに抑制し、むしろ環境と景観の保全・再生をすすめるのか、改正河川法の問題が問われている問題です。

河川管理者は、流域委員会の意見を踏まえ、 $1500\text{ m}^3/\text{秒}$ 以下の流下能力も検討すべきであるにもかかわらず検討を放置しています。

宇治川洪水時(天ヶ瀬ダム上流地域で2日間で 272 mm の降雨があった場合、大戸川ダムと天ヶ瀬ダムで流量調節)の天ヶ瀬ダムの放流量は $1200\text{ m}^3/\text{秒}$ です。宇治橋附近の計画高水流量は $1500\text{ m}^3/\text{秒}$ としている。天ヶ瀬ダム下流で $300\text{ m}^3/\text{秒}$ も増加する河川はない。

したがって塔の島地区 $1200\text{ m}^3/\text{秒}$ の検討は、宇治川洪水に対応する流下能力の増大と環境と景観への影響を最小限に抑えるために河床掘削量をできる限り少なくする観点からすれば検討に値すると考えます。

また琵琶湖後期放流の放流量は宇治川の流下能力に合わせるべきものと考えます

①現在の宇治川塔の島地区の本当の流下能力を精査すること。

平成16年7月18日の琵琶湖河川事務所の天ヶ瀬ダム再開発に関する調査検討(中間報告)では現状で約 $1100\text{ m}^3/\text{秒}$ を流すことができるとしている。

現状の流下能力を精査する場合、塔の島締切堤、天ヶ瀬吊橋から塔の川への導水管および亀石遊歩道、これら3つの流下能力障害工作物の撤去を考慮すること。

② $1200\text{ m}^3/\text{秒}$ の流下能力に必要な河床掘削量および水位低下の程度を検討すること。

3、宇治川堤防の安全性について検討すること。

以上

淀川水系流域委員会傍聴者発言要旨
国交省近畿地方整備局 布村局長 殿

【意見】タイトル「どうする桂川流域治水の原点。葛野大堰撤去！」

嵐山・嵯峨地域歴史的文化遺産を壊す治水政策の説明責任を求めます。

以下、資料です。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域嵐山住民 酒井 隆

かどのおおい 葛野大堰

灌漑のために秦氏が桂川に築いた大堰



桂川左岸から見た葛野大堰

メモ

【建造時期】5世紀後半

【アクセス】京福嵐山線「嵐山」駅下

【所在地】京都市西京区渡月橋上流 車、すぐ。

桂川に築かれた古代の堰(せき)

京 福電鉄嵐山線の終点「嵐山」駅の改札を出て150mほど左へ行けば、桂川にかかる渡月橋のたもとに出る。目を左に転じて川の上流を見やると、木の杭を並べた堰が目につく。葛野大堰(かどのおおい)と呼ばれている堰(せき)である。



葛野大堰から渡月橋を見る

桂 川は、丹波山地の大悲山付近に源を発する川だが、嵐山の付近では「大堰川(おおいがわ)」と呼ばれている。途中でよく名前が変わる川である。水源から亀岡盆地あたりまでは「桂川」、亀岡と京都の間の峡谷は「保津川(ほづがわ)」、渡月橋付近で「大堰川」、そして渡月橋より下流は再び「桂川」と呼ばれている。古くは葛野川と呼ばれていた。大堰川と呼ばれるのは、5世紀後半に、秦氏が葛野地方に移り住み、この付近で桂川の流れをせき止める大きな堰を築いたためである。

秦 氏が築いた葛野大堰の原型はすでに失われている。だが、今も渡月橋上流の川底には当時の段差があるという。桂川の欄干にもたれて、堰の様子を眺めていると、堰作りに励む秦の氏人の姿が彷彿として浮かび上がってくるようだ。彼らが築いたのは堰だけではない。松尾大社に近い松室遺跡では、約60m幅の川のような大溝が発掘されている。葛野大堰に関連した放水路よのうな施設だったと推測されている。桂川の右岸はこうした水路を引いて田畑の開拓が大々的に行われた。

古代の人々の治水を拒み続けた暴れ川

保 津峡谷を抜けて京都盆地の西北の嵯峨野と嵐山の間から吹き出すように流れ出る桂川は、古来、暴れ川として知られていた。梅雨時期や台風シーズンには、きまって洪水を引き起こし、流路もそのたびに変わった。だが、暴れ川のお陰で、その流域は京都盆地でももっとも肥沃な土地であった。

秦 氏が葛野地方に定住する以前の古墳時代前期(4世紀)、桂川右岸を支配する先住の豪族がすでに存在していた。現在の日向(むこう)市向日町付近に、彼らは京都盆地で最も古い首長墓を築造している。したがって、洪水の不安を解消できれば、桂川流域が有数の穀倉地帯になることは分かっていた。残念ながら、当時の治水技術では、この暴れ川を制することはできなかった。



桂川右岸から見た葛野大堰

5世紀の後半に葛野地方に定住した秦氏は、先進の土木工事技術を駆使して桂川に大きな堰(せき)を築造し、水路を造成し、田畑を開拓した。古代の堰は貯水ダムである。堰で水をせき止めて貯水し、流れとは別の水路を設けて水量を調節し、洪水を防ぐと同時に農業用水を確保することができた。これにより嵯峨野や桂川右岸が開拓された。水を制するものは土地も人も制する。桂川流域で農業を営んでいた住民たちは、この大堰築造の恩恵を受け、早い時期に秦一族の支配下に組み入れられていったことは容易に想像できる。

このことを裏付けるように、5世紀後半になると、それまで古墳が全く築造されなかった嵯峨野丘陵に、突然首長墓が出現する。現存する最古の首長墓は清水山古墳だが、それに続いて、天塚、仲野親王陵古墳、馬塚、蛇塚古墳が継続的に築造され、最後に双ヶ丘の一ノ丘の頂上に円墳が築かれた。この古墳の築造時期は7世紀前半とされている。このように5世紀後半以降、嵯峨野に大型首長墓を築き続けたのは、葛野大堰の建設によって桂川の治水に成功し、盆地の最も肥沃な一帯を支配下においた秦一族である。そして、この大堰の建設が、後に長岡京や平安京造営のスポンサーになるほどの財力の蓄積を可能にしたと言って良い。

秦氏の発展の軌跡

秦氏は在地的土豪的性格が強い一族で、殖産的氏族だったとされている。中央政界への進出には余り関心を払わなかったようだ。この点は、もう一方の渡来系氏族の雄である東漢(やまとのあや)氏が大きな政治力を行使してきたのとは、きわめて対照的である。「はじめに」で述べたように、雄略朝の秦造酒公(さかのきみ)以後、645年の大化改新までの約150年間に、史書に名を残している人物は、欽明朝の秦大津父(おおつち)、推古朝の秦河勝(かわかつ)、そして『上宮聖徳法王帝説』にひく天寿国繡帳作成に関与した秦久麻(くま)だけである。

だが、葛野大堰の築造を期に、農業生産はもちろん、養蚕、機織り、金工、土木など分野で大いに発展し、奈良時代には膨大な構成員をかかえ、隠然たる勢力を有していた。奈良時代の中頃以降、秦氏は藤原家との間に婚姻関係を結んでいく。それが、結果的に千年の都・平安京がこの地に築かれる遠因となっていく。

藤原式家の藤原種継(たねつぐ)は、長岡京造営の中心人物だが、彼の母は秦朝元の娘だった。種継は桓武天皇の信任を得て、長岡京造営長官として、秦氏ゆかりの地へ新都造営に努めた。延暦3年(784)、平城京から長岡京への遷都が行われた。それからわずか10年後の延暦13年(794)、この地を棄てて、さらに北方の葛野郡宇太村へ宮都を遷すことになった。



桂川右岸から見た渡月橋

藤原北家の藤原小黒麻呂は、葛野への遷都を強く推進した人物として知られている。彼の妻は、恭仁京の大垣を築いて従四位に叙せられた秦島麻呂(しままる)の娘だった。したがって、小黒麻呂は妻の父、つまり義父の勢力圏への遷都を画策したことになる。

長岡京といい、平安京といい、いずれも秦氏が支配していた土地への遷都である。遷都には当然なことながら、膨大な資金と資材を必要とする。上記の遷都推進者はいずれも母方につながる秦氏の財力に期待したはずである。秦氏としても、自分たちの支配地域に都が置かれることから生じるメリットを、当然計算の上で協力を惜しまなかったであろう。内裏が置かれた場所には、元の秦氏の邸宅があったとされている。

はじめに： 京都の古代の風景に想いを馳せる

京都の観光名所・嵐山には、桂川にかかる渡月橋がある。この橋を渡ったことがあるなら、少し川上に木製の杭を並べた堰(せき)があるのに気づいた人は多いだろう。葛野大堰(かどのおおい)と呼ばれている堰である。この堰で桂川の流れがせき止められるため、保津峡下りの川船もここから川下には下れない。葛野大堰の歴史は古く、最初の堰は5世紀後半に渡来系氏族の秦氏(はたうじ)が築いたとされている。

現在の桂川は、古くは葛野(かどの)川と呼ばれていた。葛野の平野部を貫いて南に流れる川だからである。丹波山地を源流とするこの川は、亀岡盆地から保津峡を抜けると、京都盆地の西北にある嵯峨野と嵐山の間を吹き出すように流れ出る。このため、古代には梅雨や台風のシーズンに洪水を繰り返し、流路が定まらない”暴れ川”だった。その分、桂川流域は繰り返される氾濫で京都盆地の中で最も肥沃な土地になった。



葛野大堰

したがって、治水によって洪水の不安を解消できれば、桂川流域は立派な田畑になる。それ

を見事に実現したのが、秦氏による葛野大堰の築造だった。この堰を造ったことによって、後に長岡京や平安京造営のスポンサーになるほど、秦氏は財力を蓄えることができたという。まことに、京都の発展の原動力は葛野大堰の築造にあったと言い換えてもよい。

緑濃く、水清かった平安遷都以前の山背盆地は、渡来人が開拓した稔り豊かな盆地だった。今回の歴史探訪では、京都の古代の風景に想いを馳せ、渡来氏族の雄である秦氏が残した史跡を巡ることにした。そのためには、まず京都の原風景を探り、また秦氏がどのように葛野地域に定着し、どのような活動したかを、予め見ておきたい。(平成15年6月10日記す)

目次

- [縄文人や弥生人が住んでいた頃の京都盆地](#)
- [葛城山麓から京都盆地に進出してきた鴨族](#)
- [『日本書紀』に記された秦氏のプロフィール](#)
- [秦氏にちなむ神社と仏閣](#)
- [秦氏の首長の墓だと言われている古墳](#)
- [古代豪族・賀茂氏の氏神として知られる神社](#)

縄文人や弥生人が住んでいた頃の京都盆地

京都盆地は、以前は「ヤマシロ」と呼ばれてきた。古くは「山代」と記され、701年に大宝律令が制定されると「山背」が公式表記になった。「ヤマシロ」は、「ヤマノウシロ(山の後ろ)」が詰まってできた言葉とされている。ここでの山は、現在の京都府と奈良県の境にある低い奈良山丘

陵を指す。つまり、当時のヤマト王権の視点から見て、ヤマシロは奈良山のヒンターランドを意味する地名だった。「ヤマシロ」の表記は、その後もう一度変更されることになる。都が平安京に遷されると、王の城という意味をこめて「山城」と書くように改められた。以後、山城国が廃されて京都府になるまで、「山城」は1200年以上も京都の正式名称であった。

秦氏がヤマシロのウズマサ(太秦、うずまさ)に進出してくる以前の京都盆地は、なにも無人の荒野だった訳ではない。古くは賀茂県主(かものあがたぬし)やその一族が盤踞していた。県主とは、ヤマト王権の支配下にあつて、経済的にこれを支えた豪族のことである。それ以前にも、もちろん縄文時代人や弥生時代人が、この地で生活していた。

京都盆地とその周辺の丘陵や山地に点在する縄文時代の集落が、現在までに約20カ所発見されている。だが分布密度は粗く、集落の規模もそれほど大きくない。現在の修学院離宮から銀閣寺の南あたりは、北白川扇状地と呼ばれる台地である。この扇状地で、縄文前期から中期、後期にかけての拠点的な集落跡がいくつか見つかっている。その他にも、縄文後期の上賀茂遺跡や上鳥羽鴨田遺跡などが発見されている。しかし、北白川周辺を除くと、狩猟や採集を生活の基盤とする縄文人にとって、京都盆地はそれほど恵まれた土地ではなかったようだ。

よく知られているように、京都盆地の主な河川は、高野川と賀茂川が合流して南下する鴨川、丹波山地の水を集めて盆地の西北方から南流する桂川、琵琶湖を水源とする宇治川、そして遠く伊賀山中に源を発する木津川である。これらの河川は盆地の西南部で合流して、淀川となって大阪湾に注ぐ。北白川扇状地で生活する縄文人には、眼下に広がる盆地の平坦部は、流路も定まらない河川が無秩序に南流し、ムクノキやケヤキ、ウバメガシ、ヤブツバキ、ケヤキ、アラカシ、イチイガシ、エノキなどの巨木が群生する単なる原生林に見えたであろう。

だが、弥生時代の到来とともに、稲作文化を携えて淀川を遡ってきた人々がいた。彼らは稲作に適した土地を求めて桂川右岸や鴨川両岸、さらに宇治川から支流の山科川沿いに山科盆地へと広がっていった。そして、河川の近くの水稻栽培に適した場所に村落を構えた。そのため、弥生時代の集落は大小河川に沿って分布している。弥生時代後期のころには、その数も30を超えた。この時代の大規模集落跡としては、山科盆地の中臣(なかとみ)遺跡、稻荷山西麓の深草(ふかくさ)遺跡、桂川右岸の鶏冠井(かいで)遺跡などが見つかっている。

葛城山麓から京都盆地に進出してきた鴨族

奈良県の金剛山の東側山麓は開けた段丘上の斜面をなしている。弥生時代に、この斜面に住み着いて陸稲や稗、粟などの畑作農耕に従事した集団がいた。鴨族と呼ばれた一族である。御所市鴨神に高鴨神社という神社がある。鴨一族がその発祥の地に建てた氏神社である。

弥生時代の中頃、鴨族の一部が金剛山の東斜面から大和平野の西南端にある今の御所市に移り、葛城川の岸辺に鴨都波(かもつは)神社をまつて水稻栽培をはじめた。また御所市東持田の地に移った一派も葛木御歳(かつらぎみとし)神社を中心に、同じく水稻耕作に入った。それで、高鴨神社を上鴨社、御歳神社を中鴨社、鴨都波神社を下鴨社と呼ぶようになった。ともに鴨一族の神社である。

その鴨族の出自を求めると、神武天皇東遷の時鳥(カラス)に化けて天皇を熊野から大和へ道案内した賀茂建角身命(かもたけつぬみのみこと)に行き着く。大和を平定した後の論功行賞

で、神武天皇はその功に対して厚く報償したという。そのときから賀茂建角身命を八咫鳥(やたがらす)と称するようになった。

『山城国風土記』逸文によると、大和の葛城山にいた賀茂建角身命が山代の国の岡田の賀茂に至り、木津川を下り、葛野川(桂川)と賀茂川の合流点までやってきた。そして北方の賀茂川を見渡し、「狭く小さいけれど石川の清川なり」と述べ、「石川の瀬見の小川」と名付けた。その後、賀茂建角身命は賀茂川の上流の久我の山麓に住むようになった、と伝えている。神が一人で移ることはない。その神を祀る集団の移動するのである。すなわち、何時のころか、葛城山麓を離れた鴨氏の一派が奈良盆地を北上し、奈良山を越えて加茂町まで勢力を伸ばし、さらに現在の京都の上加茂、下加茂の辺りにまで進出して、この地に定着した史実を伝えている。

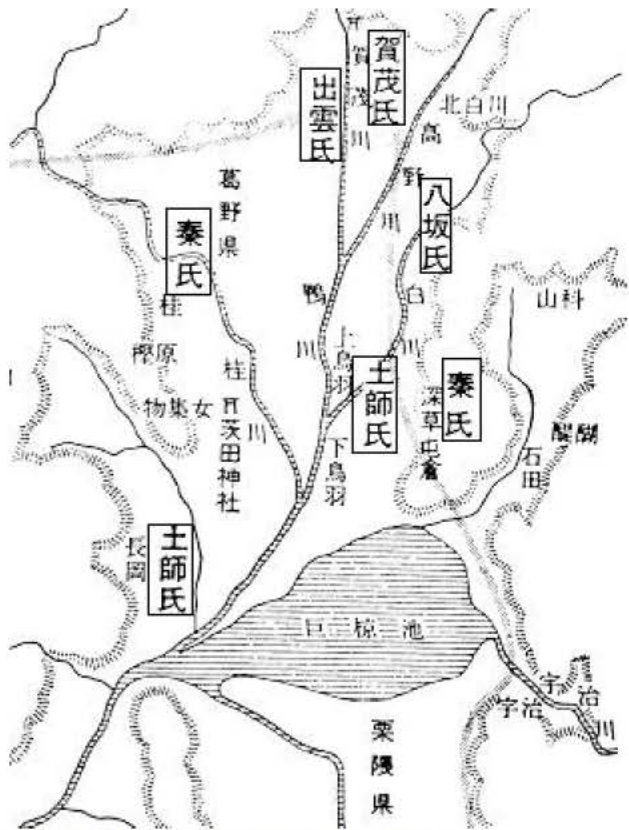
やがて、鴨族はヤマト王権の支配下に組み入れられて賀茂氏を名乗るようになり、その族長は賀茂県主(かものあがためし)と呼ばれた。鴨族が京都盆地に定着した時期はよく分かっていない。一般には、渡来系氏族の秦氏より早くから住み着いていたように考えられている。しかし、鴨族は秦氏と同時に大和からやってきたとする説もある。『新撰姓氏録』には、応神14年に渡来した秦氏が「大和朝津間腋上地(わきがみのち)」に住んだという記述がある。この腋上は、鴨族が盤踞していた葛城山の東山麓に位置している。このため、秦氏の移住と時を同じくして、鴨族の京都盆地に入り込んできた、というわけである。

鴨族は賀茂別雷大神(かもわけいかづちのおおかみ)を氏神として祀り、一族の紐帯を強めていた。上賀茂神社の社伝によれば、この神は賀茂建角身命の娘・玉依比売命(たまよりひめのみこと)と山代の乙訓(おとくに)社の火雷神(ほのいかづちのかみ)との間に生まれた若き雷神である。だが、『古事記』は賀茂別雷大神の父親を火雷神ではなく、大山咋神(おおやまくいのかみ)としている。大山咋神は秦忌寸都理(はたのいみきとり)が大宝元年(701)に建立した松尾大社の祭神である。

このため、秦氏と賀茂氏とは婚姻関係で結ばれていたこと、上下賀茂神社の神と松尾大社の神とは共通の姻族神であったことがうかがえる。さらに、稲荷神社を創建した秦伊侶具(いろぐ)は、賀茂県主久治良(くじら)の子で、松尾大社の鴨禰宜板持と兄弟という伝承も、稲荷神社に伝わっているとのことだ。

『日本書紀』に記された秦氏のプロフィール

京都の古代を語るとき、伝承や文献資料に常に登場する氏族がいる。葛野大堰(かどのおおい)を築いたとされる秦(はた)氏である。ヤマト・飛鳥を拠点とした東漢(やまとのあや)氏や河



平安遷都以前の山背の豪族分布

内地方を本拠とした西文(かわちのふみ)氏と同じく、秦氏も朝鮮半島から渡来した氏族である。蚕養や機織り、金工、土木などに優れた技術を有し、どちらかという中央政権と関わるよりも、地方に根を張っていった殖産的豪族だったとされている。そのためか、著名な氏族である割には、氏族の系譜や一族の足跡が史書にあまり記されていない。秦氏について、史書から知ることのできる内容は、せいぜい下記のことぐらいである。

平安時代の初め、弘仁6年(815)に作られた『新撰姓氏録』という書物がある。平安京の左右両京や畿内諸国に居住していた当時の氏族について、その系統、氏名の由来、賜氏姓の時期などを記したものだ。その中で、秦氏の出自は、「秦の始皇帝の末裔」となっている。

だが、『新撰姓氏録』の記事はあまり信用できない。秦氏は、平安初期の中国文化礼賛に便乗して、伝承の改変を行ない、中国の皇帝との系譜的な結合をはかろうとしたものと思われる。同じ例が東漢氏についても言える。東漢氏は、後漢霊帝の曾孫阿智王(阿知使主)を先祖としている。

一方、『日本書紀』は、応神14年のこととして、秦造(はたのみやつこ)の祖・弓月君(ゆづきのきみ)の次のような来朝説話を載せている。すなわち、この年弓月君が百済からやってきたが、彼が奏上して言うには、「私は、私の国の120県の民を率いてやってきた。だが、新羅人に邪魔されてため、彼らを加羅国(からのくに)に残したまま来朝した」。そこで、天皇は葛城襲津彦(かつらぎのそつひこ)を派遣して、弓月君の民を連れてこさせたという。

しかし、この伝承も信用できない。応神天皇は4世紀末ごろの大王とされている。その頃の朝鮮半島南部では、新羅は加羅諸国に侵入する国力はまだなかった。新羅が加羅諸国を脅かすようになるのは6世紀になってからである。「秦」は、波陀とも書いて「ハタ」と読む。韓国語では海のことを「パタ」と言う。そのため、もともとは海からやってきた人々という意味で秦氏と呼ぶようになったとする説が有力である。

応神14年の弓月君来朝記事にある程度史実性があるとすれば、4世紀末から5世紀の初めころには、弓月君を長とする一族が、朝鮮半島南部からやってきたということだろう。だが、応神紀には、渡来関係の記事が多く掲載されている。どうも『日本書紀』編纂の時点で、渡来系氏族の伝承の編修が行われたようだ。したがって、弓月君の来朝時期が史実であるという保証はない。

弓月君は120県の民を引き連れて来朝したというが、これは実数ではなく誇張であろう。だが、後で述べるように、一族の者たちが多くの臣(おみ)や連(むらじ)に四散して配属されたようだから、相当数の人間が渡来してきたことは事実のようだ。ただ、一度に大挙してやってきたとは考えにくい。一定の期間に波状的に何回も渡来が繰り返されたと見るべきである。

ただし、葛野大堰が設けられたのは5世紀後半とされていることから、一族が葛野に定住するようになった時期は、5世紀前半ごろと見なして大差はないであろう。

『日本書紀』に登場する秦氏の人々

『日本書紀』でその伝承や記録が記されている秦氏の人物は、**秦酒公**(はたのさかのきみ)、**秦大津父**(はたのおおつち)、および**秦河勝**(はたのかわかつ)の3名である。

秦酒公の名は、雄略天皇(在位 456 - 479?)の時代の記述に登場する。天皇は寵愛する秦酒

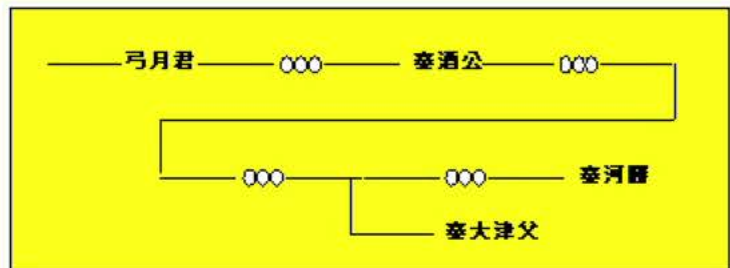
公のために、それぞれの臣(おみ)や連(むらじ)に四散して使われていた秦氏の民を集めてやった。その礼として、酒公は絹やカトリ(上質の絹)を献上して、朝庭にうず高く積み上げたという。しかし、これは後に秦氏の本拠地となった禹豆麻佐(うずまさ、太秦)という地名の起源説話であり、史実とは思えない。

秦 大津父は山背国の深草の住人である。欽明天皇(在位 539 - 571)はこの大津父を寵愛し、即位するとすぐに、国家の財政をあずかる要職である大蔵の官に任じたという。大津父については、次のような逸話が残されている。欽明天皇が即位する以前に、「大津父というものを寵愛すれば、壮年になって必ず天下を治められるであろう」との夢のお告げがあった。そこで、深草の里から大津父を探しだし、近くに侍らして手厚く遇した。そのため、大津父は富を重ねることになったという。

秦 河勝については、『日本書紀』の3カ所に記載がある。推古11年(603)11月、聖徳太子は大夫(たいふ)たちに「私は尊い仏像を持っている、だれかこの仏像を祀るものはいないか」と言われた。そのとき、秦河勝が進んで申し出て仏像を貰い受け、蜂岡寺(今の広隆寺)を建立したという。それから7年後、推古18年(610)10月、新羅と任那の使節が推古天皇の小墾田(おわりだ)の宮に入京したとき、河勝は新羅使節の先導役も務めている。

こうした記述から判断すると、『日本書紀』は推古朝における大夫の一人として河勝を見ているようだが、一般には聖徳太子の側近か、あるいは聖徳太子の政治を陰で支えたスポンサーとして河勝を見ている。

そ の後にもう一度、河勝の名が『日本書紀』に登場する。皇極3年(644)7月、東国の富士川のほとりに住む大生部多(おおふべのおお)が、蚕に似た虫を常世(とこよ)の神として、この神を祀れば富と長寿が得られると信じて信仰を勧めた。この新興宗教に似た騒動は瞬く間に広がり、都でも田舎でも常世の神を捕まえて安置し、歌い踊って福を求め財宝を投げ出した。民衆を惑わすこうした信仰を憎んで大生部多を懲らしめた人物がいる。それが秦河勝である。常世の神といいふらした者を懲らしめた河勝は、神の中の神であるとのざれ歌がはやったという。



上 に述べた3人について、その具体的な系譜は知られていない。3人の関係を図のようにとらえる説もあるが、この系図が正しいかどうかは不明である。

秦氏による桂川流域一帯の掌握

現 在の桂川は、古くは葛野川と呼ばれていた。上に述べたように、葛野川は梅雨時期や台風シーズンには、きまって洪水を引き起こし、流路もそのたびに変わった。だが、この暴れ川のおかげで、その流域は京都盆地でももっとも肥沃な土地であった。だから、古墳時代前期(4世紀)には、葛野川右岸を支配していた豪族がいた。彼らは京都盆地で最も古い首長墓を現在の向日町付近に築造している。したがって、洪水の不安を解消できれば、葛野川流域が有数の穀倉地帯になることは分かっていた。残念ながら、当時の治水技術では、この暴れ川を制することはできなかった。

それを可能にしたのが、高い水準の土木技術をもって京都盆地に入植してきた秦氏である。秦氏は5世紀中葉以前にすでに盆地の深草に居を構えていたが、5世紀後半に深草の地から葛野にその本拠を移したと思われる。彼らは葛野大堰を築造し、水路を造成し、田畑を開拓した。水を制するものは土地も人も制する。葛野川流域で農業を営んでいた住民たちは、大堰築造の恩恵を受け、秦一族の支配下に組み入れられていった。

この事を裏付けるように、5世紀後半になると、それまで古墳が全く築造されなかった嵯峨野丘陵に突然首長墓が出現する。現存する最古の首長墓は清水山古墳だが、それに続いて、天塚、仲野親王陵古墳、馬塚、蛇塚古墳が継続的に築造され、最後に双ヶ丘の一ノ丘に円墳が築かれた。この双ヶ丘1号古墳の築造時期は7世紀前半とされている。このように5世紀後半以降、嵯峨野に大型首長墓を築き続けたのは、葛野大堰の建設によって葛野川の治水に成功し、盆地の最も肥沃な一帯を支配下においた秦一族である。

秦氏にちなむ神社と仏閣

京都市右京区太秦(うずまさ)は、御室(おむろ)川の西、双ヶ岡(ならびがおか)の南の地域である。この地には、秦氏が氏寺として創建したと伝えられる京都最古の名刹・**広隆寺**がある。また、秦氏にちなむ神社として**大酒神社**、**蚕の社**、**松尾大社**がある。一方、秦氏のもう一つの根拠地とされる深草(ふかくさ)には、**伏見稻荷神社**がある。

広隆寺の創建に関しては、二つの説がある。『日本書紀』は、推古天皇11年(603)に秦河勝が聖徳太子から仏像を賜り創建したと伝えている。また、聖徳太子が推古天皇30年(622)に没したとき、その供養のために秦河勝が建立し、翌年に新羅から献じられた仏像を納めたとも言われる。当初は北区の平野神社付近にあったが、平安遷都の際に現在の地に移転したと考えられている。



広隆寺の南大門

大酒神社は『延喜式』(*)の神名帳にも記載されている古社で、一名を太秦名神といい、秦酒公(はたのさけのきみ)を祭神として祀っている。以前は、秦氏の氏寺・広隆寺の中にある桂宮院の守護神として境内に祀られていたが、明治初年の廃仏毀釈によって現在の場所に移された。(*)『延喜式』は、平安時代の延喜5年(905)に編修を開始、延長5年(927)に完成、康保4年(967)から施行された。

蚕の社は、木島(このしま)神社の摂社で、蚕養の守り神として萬機姫(よろずはたひめ)を祀っている。

松尾大社は、秦忌寸都理(はたのいみきとり)が大寶元年(701)に創祀したと伝えられる延喜式の古社で、大山咋(おおやまくい)神と市杵島姫(いちきねのしまひめ)命を祭神として祀っている。

伏見稲荷神社は、和銅4年(711)に秦伊呂具(はたのいろぐ)が三つ峰に社殿を建て倉稲魂命(くらいなたまのみこと)を祭神として祀ったのが始まりとされている。そのいきさつについて、面白い伝承が伝わっている。伊呂具は稲束を積み上げて金持ちになり、その米で餅を作り弓矢的にしたところ、的にされた餅が白鳥になって飛んで行き、三つ峰の頂上に飛び降りた。その場所から”稲が成った”ので、伊呂具は不思議に思い、社殿を建てたというのである。その後、1438年に社殿は現在地に移され、秦氏の子孫によって累代にわたって奉祭されているという。

秦氏の首長の墓だと言われている古墳

葛野には、秦氏の族長を埋葬したされる古墳が数ヶ所ある。中でも、太秦面影町にある**蛇塚古墳**と、嵯峨野の東端にある双ヶ丘(ならびがおか)の頂上にある**双ヶ丘1号古墳**は巨大である。

蛇塚古墳は、京福電鉄嵐山線「帷子ヶ辻(からびらのつじ)」駅の南の住宅街に位置している。曲がりくねった狭い路地を進むと、石室部分の巨大な積み石を露出した異様な景観が突然姿を現す。その積み石が構築した石室の内部空間は、明日香村の石舞台に次いで広い。

双ヶ丘は南北に一直線に三つの丘が並ぶ丘で、北から一の丘、二の丘、三の丘と呼ばれ、全体が国の名勝に指定されている。丘と丘の間には多数の小円墳が群集して築かれているが、一の丘の頂上には双ヶ丘1号古墳と呼ばれている大型の円墳がある。



太秦面影町の蛇塚古墳

古代豪族・賀茂氏の氏神として知られる神社

京都市街の東部を流れる賀茂(かも)川は、高野(たかの)川と合流する三角州あたりで鴨(かも)川と名前を変える。この賀茂(鴨)川は古代に禊(みそぎ)が行われた聖なる川である。その川沿いに、京都きっての古社がある。賀茂川にかかる御園橋の東にある**上賀茂神社**と、鴨川の葵橋の東にある**下鴨神社**だ。いずれも、古代豪族・鴨族が奉祀してきた神々を祭神とする山城国の一ノ宮である。

鴨族は、葛城山に住んでいた賀茂建角身命(かもたけつぬみのみこと)を氏神としていた。



下鴨神社

神武天皇東遷の時、天皇を熊野から大和へ道案内した人物である。山野を行く姿が勇猛で、鳥が空を飛ぶようであったことから、後に八咫鳥(やたがらす)の名で尊称された。『山城国風土記』逸文によると、この賀茂建角身命が、葛城山の峰から山代国に移ったと記している。

賀茂建角身命は丹波から伊賀古夜比売(いかこやひめ)を娶り、玉依日子命(たまよりひこのみこと)と玉依比売命(たまよりひめのみこと)という二人の子をもうけた。玉依日子命は、後に父の跡をついで賀茂県主(かものあがたぬし)になったとされている。妹の玉依比売が瀬見の小川(現在の賀茂川)で川遊びをしていると、川上から一本の丹(に)塗りの矢が流れてきた。それを持ち帰ったところ、たちまちに懐妊して、賀茂別雷神(かものわけいかづちのかみ)を生んだという。

上賀茂神社はこの賀茂別雷神を祭神として祀っている。したがって正式な呼称は賀茂別雷神社(かもわけいかづちのかみのやしろ)である。一方、下鴨神社は母の玉依比売命と外祖父の賀茂建角身命を祀っている。このため正式には賀茂御祖社(かもみおやのやしろ)と呼ばれる。

秦氏が、この上賀茂神社・下鴨神社の創建に関係がある。というのは、別雷神の父、すなわち玉依比売の夫は火雷神(ほのいかづちのかみ)とされているが、『古事記』はこの神が京都の松尾大社に祀られている大山咋神(おおやまくいのかみ)であるとしている。

さらに、伏見稻荷の祠官家大西家の家系図は、伏見稻荷の創始者・秦伊侶具(はたのいろぐ)が鴨県主久治良の子であり、松尾大社の創始者・秦都理(はたのとりに)が鴨禰宜板持と兄弟であったとしている。また、鴨県主家伝では、賀茂社の禰宜黒彦の弟の伊侶具と都理が秦の姓を賜り、それぞれ伏見稻荷と松尾大社を作ったことになる。これでは、伊侶具も都理も鴨氏の出身ということになってしまう。一方、秦氏本系帳では「鴨氏人を秦氏の聳(むこ)とし、秦氏、愛聳に鴨祭を譲り与う。故に今鴨氏禰宜として祭り奉るのはこの縁なり」と記されているという。

両氏族がお互いに自家に都合の良いように系図を作り上げていることが見え見えで、どこまでが史実か今になっては分からない。おそらく後から京都盆地に進出してきた秦氏が、先住の鴨族と平和的に共存するために、それぞれの祭神を婚姻関係で結ぶ伝承を作り上げ、鴨族の祭祀する神も秦氏の氏神の一つとして後に上賀茂神社に祀ったものと思われる。こうしたことから、上下賀茂神社と松尾大社の3社は、まとめて「秦氏三所明神」とも称されている。そこで、今回の史跡探訪では、両賀茂神社を秦氏ゆかりの史跡に組み入れている。

2007年9月2日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

宇治川の現状と課題について

1、天ヶ瀬ダム再開発関連の河川整備・改修工事によって宇治川の自然環境と景観が大きく破壊された。まずこれらの自然環境と景観の修復・復元が求められている。

宇治川の大きな変化は、豊臣秀吉による宇治堤（槇島堤）の建設、巨椋池干拓事業（1941年）による巨椋池の消滅、天ヶ瀬ダムの建設（1964年）、天ヶ瀬ダム再開発計画（1,500^{トン}/秒放流）に関連する宇治川整備・改修工事（1982年、1996年～2003年）による。

宇治堤（槇島堤）の建設による宇治川流路の変更、巨椋池干拓事業による巨椋池の消滅は宇治川の河川整備を検討する時にいまでも影響を与えるものである。

天ヶ瀬ダム建設によって、河川日本一の宇治川渓谷はダム湖の底に沈んだ。河川の連続性が寸断され、魚類は遡行下降できなくなった。下流への土砂の供給が止まり、いったん低下した河床の復元力がなくなった。土砂の供給がなくなったことと淀川の砂利採集によって、河床が低下（向島から上流においても、昭和40年代以降経年的に河床低下、低下量は1.5m程度）している。

天ヶ瀬ダム再開発計画（1,500^{トン}/秒放流）に関連する宇治川整備・改修工事（1982年、1996年～2003年）によって天ヶ瀬吊橋から下流の宇治川、とりわけ塔の島地区の自然環境と景観の破壊が進行した。

天ヶ瀬ダム再開発宇治川整備・改修工事の特徴は①拡幅すべき狭い宇治川の埋め立て、②河川護岸の直線化、急斜面化、コンクリート化、③工事後、できるだけ工事前の状態に修復することを放棄した工事のやり方、⑤工事目的を市民に説明できない一部の工事、⑥河川法の環境の保全と市民の意見の軽視、⑦莫大な税金をつかった環境と景観破壊 といえる。

自然環境と景観の破壊を問題視している箇所

第1 塔の島・橋島東半分の掘削・護岸工事による環境と景観の変化

宇治川本川の川幅拡張のために塔の島、橋島の東半分を掘削、護岸を直線化し、45度の急斜面で、コンクリート化した。

①転落死亡事故の危険性

転落事故・死亡事故（98.5.12 高校生転落死亡、99.3.15 小学生転落、救助しようとした男性が死亡）が発生し、その危険性が大問題になった。応急対策として立ち入り禁止の看板、立ち入り防止の綱、鎖を取り付けたが、根本的な改善はされていない。現在、塔の島と橋島には「水泳禁止」「立ち入らないで下さい」「危険」の看板が多数設置され、観光地に似つかわしくない状況を呈している。

また左岸低水護岸工事が行われた時に、掘削した場所を修復していないためか、また宇治発電所の放流の影響もあり、流心が島の護岸の直そばにある異常な状態で、島から転落すれ

ばまず上がれないと考えられる。抜本改善が必要である。

②砂洲の消滅

天ヶ瀬ダム建設による上流からの土砂の供給の遮断と塔の島・橘島の東半分の掘削と護岸工事によって、塔の島と橘島周辺の砂洲が消滅している。魚類の生息環境が大きく損なわれた。

③塔の島地区の河床低下（1.5m程度）によって島の上面と水面の落差が大きくなっている。



左：昭和40年（1965）頃の塔の島・橘島
砂洲の上で人々が遊んでいる。

右：掘削後の塔の島 平成元年（1989、宇治市）
直線化。砂洲が消滅。



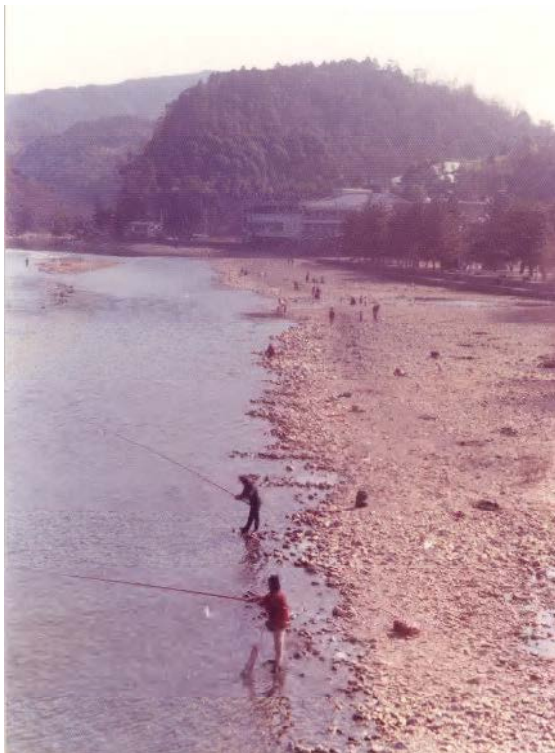
護岸工事前



護岸工事後 朝霧橋から下流、橘島護岸



左：昭和 41 年 1 月頃の橋島（掘削前、宇治市）砂州が発達し、その上に釣り人の姿が見える。



護岸工事前



護岸工事後 朝霧橋から上流を見る

河床の低下、砂州の消滅、河原が現れることはない。



左：昭和 35 年頃の宇治橋 国鉄奈良線から（宇治市） 右：2007 年宇治橋から上流を望む

改善策の検討

宇治・世界遺産を守る会は、45 度の急斜面、コンクリート化した護岸を安全性と景観を考慮して改善することを要求している。旧橋島の護岸を参考にして水平、垂直、水平の階段型の護岸とするのが一つの方策。護岸は直線化したことの反省の上に、掘削前の島の形を参考に、曲線化し凹凸をつけ、砂州の復元に役立つ方策を講じる。また場所によって極緩斜面で汀まで降りられるようにする（すべての場所を同じようにする必要はない）。

河川管理者は、「階段式の護岸形態も一つの方法」といえば、塔の島から橋島の数百メートル全体を画一的に数段の階段方式にする案を塔の島地区河川整備検討委員会に提出している。河川は場所によって変化を見せている。意見の内容を聞かずに、なぜこのように全体を画一的にしか考えられないのか不思議。島の周辺に捨石をする必要はない。

第2 塔の川の締切堤設置による塔の川の景観と環境の破壊

宇治川本川を掘削した時に塔の川の干しあがりを防ぐ計画で、塔の川締切堤（2000・平成 12 年建設、工事費用 2 億円）が建設され、塔の川と宇治川が寸断された。

- ①鵜飼舟が塔の川から宇治川本川へ出て行けなくなった。
- ②導水管を通じて 3 トン/秒の流入水しかなく、塔の川の環境が変化し、藻が異常繁殖して悪臭も発生、観光客から苦情もでている。毎年 500 万円かけて藻を撤去している。
- ③喜撰橋からの景観が悪くなった。



左：喜撰橋から上流の塔の川締切堤

右：塔の川を寸断する締切堤



左：塔の川締切堤

右：塔の川の藻の撤去作業

改善策の検討

宇治・世界遺産を守る会をはじめ、市民、宇治市観光協会など関係者からも塔の川締切堤の撤去要求が出されている。淀川水系流域委員会は流下能力を低下させるものとして締切堤の撤去を意見している。締切堤の設置は行うべきでなかったものであり、3億円の税金が無駄に使われた。河川管理者も締切堤を撤去する計画案を出しているが環境と景観を修復するために一日も早く撤去すべきである。

第3 天ヶ瀬吊橋から塔の川への導水管敷設工事による環境と景観の変化

導水管敷設工事（2001年、工事費用は12億円）によって、天ヶ瀬吊橋から塔の川までの間、宇治川左岸を道路のように石とコンクリートで埋め立て、環境と景観が破壊された。

旅館からの眺めも台無しとなった。また導水管敷設と天ヶ瀬ダム大トンネル工事用の道路拡幅工事（2002、3年（平成14、15年）、約3億円）によって、白川浜（宇治川左岸）は、護岸が直線化され、コンクリートで固められ、環境と景観が破壊された。



左：塔の島地区の旅館の前の導水管

右：白川浜付近の導水管



白川浜下流改修前



白川浜下流改修後

改善策の検討

塔の島締切堤撤去によって導水管は無用の長物となる。12億円の税金が無駄遣いされたことになる。宇治・世界遺産を守る会は、環境と景観の修復をめざし、天ヶ瀬吊橋から塔の川までの導水管の全面撤去を要求している。

淀川水系流域委員会は、流下能力増大に逆行するものとして導水管の撤去検討を指摘している。河川管理者は、導水管の撤去でなく、しかも塔の川締切堤の直上流部分を土を盛る計画を提示している。これは私たちの要請と流域委員会の指摘を無視するものである。

第4 亀石周辺 宇治山田護岸工事・遊歩道設置による景観と環境破壊

宇治山田護岸工事・遊歩道設置（2003年、工事費用3億円）によって宇治川が埋め立てられ、名勝・亀石周辺の環境と景観が激変した。

亀石は、宇治川の河床の堆積岩が侵食され、水面上に浮き出た部分が亀の甲羅干しに似ているところから亀石と名付けられている。昔から宇治の名所案内に掲載されている名勝である。

京都レッドデータブックによると、層状の酸性凝灰岩で遠方の陸上火山から噴出したもので、この岩石からジュラ紀古生代（2億年前）を代表する放散虫化石P s群集が産出する。このように化石を含んで年代が明らかになった銘石は全国的にも珍しいものである。

河川管理者は、亀石周辺を塔の島地区で「宇治川の最も狭いところ」と説明している。その説明に反して、護岸工事の名目で、10～20mの幅で、宇治川を埋め立て、遊歩道を設置した。流下能力を増大させるための河道掘削計画を提案しながら、なぜ宇治川の最も狭い箇所を埋め立てるのか、説明を求めてもなんらの説明責任も果たしていない。

工事の結果、清流の中にあった亀石は流れが淀み、ドブの中の亀石となり、汚水流入もあって時には悪臭がする状態である。京都府のレッドデータブックに掲載されている亀石の直上流の岩が護岸工事の時に上部が削られ破壊されている。埋め立てた部分（遊歩道とよばれている）には自動車の無断駐車が見られる状態となっている。

今後、河床掘削工事が行われれば、水位低下によって亀石は完全に陸に上がることになり、護岸の上にさらにテラポットが積み上げられることになり、景観は最悪の状態となる。



清流の中にあつた亀石は、流れが淀み、ドブの中の亀石となり、汚水も滞留し悪臭がする状態



右：護岸工事後の亀石 手前の岩は工事で削られている。



改善策の検討

宇治・世界遺産を守る会は、環境と景観問題から遊歩道の完全撤去を求めている。淀川水系流域委員会は流下能力の増大に逆行するものとして遊歩道の撤去検討を指摘している。まず遊歩道を撤去すべきである。

河川管理者は亀石周辺でも水に近づくことを考え（親水性の誤解）、大きな石を大量に宇治川に投入しているが、亀石周辺は昔から川水に近づけない場所であり、河川環境を変えてまで近づく必要はない。

河床掘削がおこなわれれば、水位低下により亀石が完全に陸に上がる。河床掘削しながら水位を保つ良策は、環境・景観面から考えて、ない。水位低下を引き起こす河床掘削をおこなわないことが肝心で、あるいは河床掘削量を極限的に少なくする以外にない。

亀石を人工池に入れてそれが保全だとする安易な計画の結果が、今回の亀石周辺の環境と景観の大破壊を引き起こしたことから考えると、亀石の保全はあらゆる方面から慎重の上にも慎重に検討しなければならない。

第5 宇治橋左岸上流の宇治川埋め立て

宇治川左岸低水護岸工事（92～95年）と塔の川河床止め土留め工事（塔の川床止工事1992年・平成4年）が行われ、左岸宇治橋上流部では水制（鎮所）を壊し、石とコンクリートで宇治川を埋め立てた。結果、砂洲が消滅して、石ころの河原となった。ナカセコカワニナ主要繁殖地？をつくったということであるが、どのような効果があるというのだろうか。

この上流部に係船施設設置計画があったが、遊船組合の意見と地元町内会の景観上問題あり、反対という意見で、工事がストップし、頓挫している。



工事で埋め立てられた宇治川



砂州



護岸工事（埋め立て）で砂州消滅

改善策の検討

砂州が存在した時はシジミなどが生息していた。砂州の消滅は魚類など水生生物の生息環境に影響を与えている。鎮所（水制）の復元をはじめ砂洲を復元する方策を講じる必要がある。

鎮所（水制）は治水の必要性があって存在したと考えるが、その必要性はなくなったのかどうか。

左岸の歩道は水平に石段まで伸ばすべきではないか。

2、魚類をはじめ水生生物の減少

漁業関係者・釣り人から魚の減少が指摘されている。砂洲の消滅をはじめ、護岸のコンクリート化などが影響していると考えられる。

きちんとした生物生息調査をおこない、砂洲をはじめ水生生物生息環境の復元を図らなければならない。砂洲の復元をめざし、直線化した護岸の曲線化、水制の設置、上流の天ヶ瀬ダムの洪水を利用した土砂の供給の検討など総合対策が検討されなければならない。護岸の形態も水生生物の生息環境に優しいものとするべきである。

3、堤防問題

槇島地区の堤防の安全性について市民は現在でも不安を感じている。槇島堤防が旧巨椋池の

砂州から砂州へと宇治川の流路をまたぐ形で築堤された歴史的産物であること、そして堤防の横下に人家が存在するにも関係して現在の洪水でも堤防の安全性について不安をもっている。

平成16年8月に宇治川左岸（府道向島宇治線）の隠元橋上流で、堤防の石積みが一部崩壊し、堤防が沈下した事件。同じ8月7日、宇治川・山科川合流地点で、集中豪雨による水位上昇で河床が削られ、護岸を支える矢板が流路側に傾く事件。同じ7月には京都市伏見区淀生津町の木津川右岸堤防（1年前に堤防の侵食防止用で施行）で河床掘削により石積みが崩落した事件が起きている。

現在の洪水でも不安を感じている市民は、槇島堤防のすみやかな補強強化を要望している。

琵琶湖後期放流計画（天ヶ瀬ダム再開発・1500m³/秒放流、長期間の高水位の継続）については堤防の安全性についてはきわめて大きな不安をもっている。

基礎案では、「堤防強化対策」で緊急堤防補強詳細調査の実施と「調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施する」とし、「緊急堤防補強区間の選定」において「瀬田川・宇治川においては、たびたび発生する後期放流による長期の高水位による浸透破堤の危険性がある区間」と記し、また「堤防の耐震対策実施」において「琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含めて、耐震補強を検討し、実施する」と琵琶湖後期放流に言及している。

しかし、淀川水系河川整備計画原案では「各河川の堤防補強」において「宇治川 安全度が特に低く被災履歴がある箇所から優先的に対策を実施し、概ね10年以内に全区間の対策を完了させる」とし、地震対策でも「河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討する」と一般論を記しているだけで、琵琶湖後期放流は触れられていない。

「長期間の高水位が継続する」全国で例がない琵琶湖後期放流への言及が削除されたのはなぜか、琵琶湖後期放流に対する認識の変化がなぜ起ったのか疑問である。

以上

平成 19 年 9 月 1 日

淀川水系流域委員会
委員長 宮本博司 様

質 問 書 (1)

荻野芳彦 (前委員)

第 3 次淀川水系流域委員会委員の皆様方におきましては、誠にご苦勞様です。

さて、先の委員会において、河川管理者から「淀川水系河川整備計画原案 (平成 19 年 8 月 28 日)」(以下原案) が出され、今後同案の説明を受けて、審議がなされるとのことです。いささか時期尚早かと存じますが、下記にご質問をいたします。よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

1. 原案提出に際して、河川管理者は河川法第一六条の二第 3 項に規定する、手続義務を果たしたかどうか審議して下さい。新河川法の心髄は「河川整備計画の案の作成段階から学識経験者の意見を聴く」また、「個別に意見を聴くのではなく、委員会を設けて意見を聴く」のであるから、(1 次・2 次) 委員会の審議過程・審議結果は重く、同条第 3 項と 4 項および淀川水系流域委員会規定に照らして、今般提出された原案が、これまで 6 年間の審議内容に沿ったものかどうか、一定の判断をして下さい。
2. 利水について、原案「4. 4 利水」において、4. 4 (1) および 同 (2) の抽象的文言と整備計画の具体化を示唆する、同 (3) 異常渇水対策 および 同 (4) 水需給が逼迫している地域の対策、とは論理的には整合していないのではないかと水需要抑制をいかに実現するか、ダム等の新規の水利施設建設によらない整備計画こそが今求められている、との認識はこれまでの河川管理者と共有するものです。しかるに、原案では、ダムによる新たな水資源開発がまだ必要かのような記述になっています。たとえば、少雨化傾向による利水安全度の低下 (同 (3)) は、委員会では利水安全度を計算するシミュレーションに疑問が出されました。川上ダムについては将来の過大な水需要予測の再検討や大量の未利用水のある工業用水から水需給の逼迫した地域の上水道への水利権の転用や水融通の実際について現実の課題として、また、丹生ダムにおける渇水調整容量は琵琶湖開発事業と照らしても不必要、と問題提起されています。これらの委員会での審議過程とその結果が原案には反映されていない、と思いたすがどうでしょうか？
3. 治水について、これまで洪水 (エネルギー) を高い堤防によって川に押し込めて (対象洪水=既往最大とか、1/200 洪水とか)、堤防破堤の壊滅的な危険性を高めてきました。委員会では「破堤輪廻からの脱却」と言う規範を設けて、新しい治水、すなわち、「土地利用と一体となった洪水を流域で受け止める「流域治水」」を検討してきました。私たちの、家族の、子供や孫たちの生命に直接係わることだからこそ、治水対策を抜本的に転換しようとしてきたのです。しかるに、原案においては、6 年間に作り上げられた委員会とこれまでの河川管理者との、この共通の想いを一顧だにせず、徹底的に踏みつぶしたものになっています。原案はこれまでの 1/200 対象洪水を戦後最大洪水と置き換えただけで考え方はまったく変わっていません。これでは洪水エネルギーの川への集中・増大、および、破堤時の洪水エネルギーの破壊的放出の危険性増大を招くことになり、その結果は人命を失わせないという観点からは減災どころか増災となります。どうでしょうか？
4. 河川管理者は、これまで 6 年間で 500 回を超える委員会・部会・検討会等で練り上げられてきた、これまでの河川管理者との共通の思いをもう一度精読されて、それらを原案に反映して下さい。

以上、稚拙な文章で意見のような形になりましたが、意見ではなく質問でございます。従って、委員会におかれましては河川管理者からのご回答を得て、よろしくご審議頂きますようお願い申し上げます。

淀川水系流域委員会運営会議 御中

平成19年9月2日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

以下の事に関し改善を求め、問題提起をしますのでご検討願います。

1) 傍聴者発言への干渉を止め、最後までしっかり聞き取って貰いたい。

第58回委員会の傍聴者発言に対し、委員長の干渉があったのは私の「基本高水の選定に於ける確率計算上の誤り」に関する発言についてでありました。発言半ばにて『それは、小委員会に対する意見でしょう。』とか、『今日は「水系の現状」について遣っているので、後日適当な時（治水のこと？）に回して貰えたら！・・・』とか、『後の発言者も多いので・・・』とか、正当な理由に当たらない理由を述べ、発言の腰を折り、事実上妨害したのであります。

淀川水系流域委員会の規約第8条

8. 委員長又は部会長は、一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
9. 委員会は、積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とする。

上記の規約を持ち出すまでも無い、これまでの委員会の慣行としても「傍聴者の自由な発言」が保障されて来ましたが、個人情報暴露や個人への中傷攻撃などは制止されるべきであります。私の内容はマトモな学問的見地からでした。

私達、遠くから必死の思いでやって来たものが多いのです。この傍聴者発言を逃すと先は保障されません。「適当な時が確実にあるのか!?!」「その時に確実に来れるのか!?!」一期一会の思いで生きているのです。今日の課題に制限されては無理です。「課題は全て複合し、全ての審議内容に連続している!!!」のです。「分断的運営」を執らないで頂きたい。

傍聴者発言に対する委員会の態度は以下のものであって頂きたい。

「積極的により多くの傍聴者の発言が得られるように呼びかけをする。発言の最後まで素直に良く聞き取る。発言内容を良く理解出来るよう努力する。」

2) 傍聴者発言への反論について

佐川さんの発言に対して、その場で委員長が反論しました。これは委員長の「越権行為」であります。委員長意見については何も他の委員たちから同意・委任を受けていず、また傍聴者発言時間への圧迫に繋がってきます。これは他で機会を設け、再反論・再々反論ができる「会議」とならねばならないでしょう。

『 淀川水系流域委員会の審議スケジュールについて 』

2007年9月2日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

A. 何故、急ぐのか？

年内に委員会の意見書をまとめる。来年3月に「淀川水系河川整備計画」を策定する。・・・大きく、掻い摘んで言えばそのように近畿地方整備局は求めている。これは相当ハードなスケジュールである。委員たちの中に『話が違う。』『毎週の出席はとても無理。』などと、異論が噴出している。

何故こんなに急ぐのか？整備局長が来て、説明しなければならない。

B. 効率性を錦の御旗にするな！

第58回委員会に於いて『淀川・・・の現状と課題』が説明されたが、「飛ばし」「流し」で、説明不足を屁ともせず遣るものだから、殆んど理解できなかった。傍聴者の手元には「モノクロの資料」であるから余計分かりづらい。これが効率性であれば、何の役にも立たぬものと言わねばなるまい。

私達流域住民は「審議に確実性」を求める。効率性に振り回され、希薄な審議をしないで貰いたい。

C. 確実性に疑問があるものは採用しない＝予防原則を貫け！

この方針は「整備計画」のみでなく、「審議スケジュール」の検討にも適用すべきである。初めから「とにかくやってみよう」ではなく、「最後は約束できない！」と釘を打って置くべきである。後々、無理をして期日に合わせようと急ぐのでは「充実した議論や審議が出来ない」事必定。20年～30年と言う長期に渡る計画を決めるのである。

現在の社会は大きな曲がり角にある。この先、人口減少、経済縮小、地球温暖化などの影響による異常気象の頻発の恐れ、東南海大地震の勃発などの影響を考えると、現状だけでなく、変化する未来を見据えて掛からねばならない。変化する未来を確信的に認識した上で選ぶことが原則である。

淀川水系流域委員会 殿 (その2)

淀川水系流域の関係者のみなさんへ

平成19年9月4日

岡田 豊一

前回に続き意見を述べます。

1. 淀川水系字治川は、皆様方のご存じのとおり1級河川であります。河川法9条に、1級河川の場合、河川管理者は、建設大臣であり、国有財産法第9条および建設省所管国有財産取扱規則第3条により近畿地方整備局長が、いわゆる、財産部局長であります。(公物法の道路法・河川法・海岸法・下水道法・港湾法・漁港法・砂防法等、対等の位置づけでありそれぞれ財産部局長があり一農林省所管は近畿農政局長、道路では都道府県知事など)

したがって、前回の公共用財産管理の手引P. 34(公物法による管理者【河川法で建設大臣】であっても当該国有財産の財産部局長【近畿整備局長】でなければ官民境界確定はできない)、またP. 114(資料)を充たさなければならず、淀川河川事務所は、財産部局長ではないため、淀川河川事務所が作成した境界確定図は、確定に至る一歩手前の図、若しくは明示をしたものであり、境界確定図ではありません(事務所長の署名・押印した図面)。この図を以って、「河川敷地境界証明書」(別添図面が原本と相違ないことを証明する。)を発行していますが、原本(財産部局長の署名・押印した図面で整備局が保管)がないため原本証明の奥書き証明ができません。もしも、お疑いならば、「確定図の原本証明の奥書き証明」と請求されれば、『それは発行できませんが、「河川敷地境界証明書」をかわりに発行いたします。』と回答されます。

原本がないのに、河川敷地境界証明書に「別添図面が原本と相違ないことを証明する」(公文書)淀川河川事務所長の署名・押印。原本があれば、このような証明書は不要です。また、通達の中に様式書があり、河川敷地境界証明書という様式はありません。

「これって、おかしいですよね？」

2. 次に、境界確定図について整備局【財産部局長】にお尋ねください。

回答は、「お問い合わせの内容は、淀川河川事務所が掌握しておりますので、個別の内容については、淀川河川事務所にご確認を」(水政課)と回答されましょう。(別紙資料)

「ええ？近畿整備局の河川部水政課が回答？」

じゃあ、近畿整備局の総務部が国有財産の事務を掌握していないの？

淀川河川事務所が財産部局長なの？

整備局は、国有財産法第9条及び建設省所管国有財産取扱規則第3条に従っていないの

では？」

整備局は、上記 規則に違反しているのです。法に違反していながら、「法的手続きも解決の一計」と回答されたので官民境界確定無効確認請求事件（底地の問題）（隣接所有で立会がないのに一方的に朱印されたものに対する訴訟）（建設省所管国有財産取扱規則第3条で要件を満たしていないので訴訟するまでもなく無効でした）をおこしたのですが、その答弁書に、被告 国 で被告指定代理人として、近畿地方整備局河川部水政課及び淀川河川事務所いずれも河川管理者（河川管理者—建設大臣—近畿地方整備局水政課—淀川河川事務所—出張所）は、境界確定はできない（前回資料P. 34）にも拘わらず当事者となっています。財産部局長である近畿整備局長（若しくは同局総務部）の記載がないので当事者適格者が欠如しています。ここにも上記の取扱規則に違反した構成になっています。

当事者として財産部局長のない答弁書を誰が作成？

法務省の京都地方法務局訟務部門 上席訟務官 戸根義道氏 訟務官 安田 博氏 近畿整備局河川部・水政課とおもわれますが、国の境界の正当性を主張する内容を知りたく情報公開で公開請求したが、保有個人の場合、法第14条6号・14条7号口、行政機関の保有する情報では法第5条5号・5条6号口でいずれも不開示。国の境界の問題は、広く国民に関係があり透明性が必要ではないでしょうか？隠す必要はなく、国にとっても、根拠資料（当該地においては、旧河川台帳付図【底地】）を明確にすべきだと思います。

また、訟務部門も国有財産法第9条、ほか関連法令を十分認識していながら、軌道修正されることなく答弁書を作成。

その上、答弁書に虚偽の内容が記載（答弁書という性格上、意志の主張であり故意そのもの）され、司法に提出されましたが、法務省はこれでいいのでしょうか？

2. 「河川管理者（建設大臣—近畿整備局長河川部水政課—淀川河川事務所—伏見出張所）は、境界確定できない（資料P. 34）ですよ—（これが、底地の無効確認請求に対する答弁書の当事者）」

「明示図」であれば、確かに河川管理者が相当しますが、当方が入手したのは「境界確定図」と書かれ淀川河川事務所伏見出張所の職員名・押印（訂正箇所には個人の訂正印が押印されていて協議図面と思われる）となっています。この図面が「有効」と財産部局長でない淀川河川事務所が公文書で回答（無効を受け入れず）（これもおかしいですよ—）。ところが、「確定図」は、財産部局長である近畿整備局長が掌握しているものであり、財産権者が、その権限を行使することなく、淀川河川事務所にふれましようや？・・・それを近畿整備局（水政課）が実際にふったのです。（前回の資料及び次回資料）

近畿整備局に対し、私は淀川河川事務所がこのような確定図を作成している実態を報告し、上層部局としての監督責任があることを主張した経緯がありますが、整備局自らの問題であることを指摘されいながら答えずに「個別」「淀川河川事務所」を主張されま

した（水政課春名係長・倉田水政調査官）。

この内容を、近畿整備局の上部監督部の東京の国土交通省河川局に電話をしたが、「近畿の問題は、近畿整備局自身の問題」として取り上げてもらえませんでした。そつない返事。「これでいいのかなー」

つまり、整備局が国有財産法および取り扱いに関する法律に違反し、また、河川管理者（淀川河川事務所）もこの法律に違反し、整備局の指示にしたがって、回答されました。信じられないことが起こっているのです。

4. 近畿整備局がこのように回答している以上真摯に受け止めざるを得ません。それでは、素朴な疑問が？

「整備局の業務は？（財産部局の件は、個別の問題であり、淀川が掌握）

（上層部局としての監督権限はないのでしょうか）

（倉田水政調査官に、調査官の仕事をきいたが答えてもらえなかった）（現地にきていただくよう要請しましたが、受け入れてもらえなかった）」

（確定図の原本は？その保管は？整備局が整備しているの？淀川河川事務所は、明示図面や協議図面・確定に至る一步手前のものもっているが？）

（常態化しているのでは？）

水政課一きき慣れない業務一行政第1係長から行政第4係長まである、調査官一なんとなくわかる

皆さん、業務内容わかります？

訊かれれば広く国民にわかるようよう説明すべきではないでしょうか。「インターネットでしらべて下さい」（倉田調査官）と。（整備局で面会、協議中のはなし）「ネット」でしらべましたが、詳しい内容は記載されていないため、また、大阪まで出向かなければなりません。

それとも、即答できない業務内容？（総務部が国有財産の事務を掌握していると返答してくれれば、遠回りせずにポイントを指摘できたのに、残念）

国民を愚弄するにもほどがあると思います。

このような整備局という国の組織や携わる公務員は、上記のような実態であり機能していないためいらないのでは？本来の整備局の姿はこのようなことにはならないとおもいます。なぜなら、近畿整備局が国有財産法および建設省所管国有財産取扱規則である財産部局の権限を自ら行使することなく、また平成17.9.13の内容の決裁書でもそうした記載がありません。また、整備局が淀川河川事務所ですべてが完結（ただし、財産部局長淀川河川事務所長になる国有財産法の改正がある場合）するように仕向けたこと

が、回答及び決裁書（平成17.10.28）より窺がえます。

「他の整備局もこうした実態なの？」「国土交通省は、実態を把握していないの？」

5. 昭和56年境界確定図において

財産部局長の京都府知事：署名・押印なし：河川区域を超えた部分は 無効。
(京都府土木建築部)

財産部局長の近畿整備局長： 同上：河川区域内は 無効
(これを認めず)

同じ財産部局長（公物法では対等の関係になっている）でありながら判断が異なります。

つまり、近畿地方整備局が国有財産法・建設省所管国有財産取扱規則に従わないことに起因しています。近畿地方整備局は、自ら法の順守を棚上げにしている現状があるにも拘わらず、「法的手段も解決の一計」と回答されました。

自ら、省みることなく法を犯し強い態度で臨んだ責任は大きいと思います。

当該地では、上記 2者が、同一図面に表記されてはじめて有効で、1者でも欠落していれば、必然的に無効となります。整備局が、いくら主張されも理解が得られないと思います。この確定図は2者ともなく、あるのは、伏見出張所の職員の印。この図が、「適正」「正当」と回答されました。

原本証明の奥書き証明がでない図面です。

「原本証明の奥書き証明」とは、「本図朱書のとおり境界を確定します。日時及び建設省所管国有財産部局長近畿整備局長 誰々
上記のとおり原本と相違ないことを証明します。 日時 近畿整備局長 誰々」

と、図面に署名・押印されたものをいいます。

これ証明以外のものは、確定されていないこととなります。

宇治市では、当方が情報公開で、しかも限られた区間で調べた結果、淀川河川事務所長の明示図が数箇所あり、これらはすべて無効です。

このことより、推測ではありますが、流域全体では、かなりの数になるとおもわれます。

これを読まれた方は、整備局長の回答を望んでおられると思います。

もしかして、近畿整備局管内すべての1級河川の流域（近畿全体）においても、このような事実がある以上、可能性はないとは、否定できないと思います。

以上

なお、流域委員会でも、この問題を検証、回答のほどよろしくおねがいたします。

おり、その権限を有する者は、建設省所管国有財産取扱規則三条に規定する部局長及び再委任された市町村長である。

道路法、河川法等の特別法に基づき国道又は河川等の官民境界を確定する者も、これらの法律で特別の定めがないかぎり、基本法である国有財産法に基づきその権限を委任された部局長等である。

なお、道路法の道路区域又は河川法に基づき河川区域等の区域の決定と、官民境界確定とは、全く異なるものである。

* 1 問 62 参照

* 2 問 97 参照

* 3 問 98 参照

97 道路、河川の境界確定をする者

問 道路法の適用される河川又は河川法に適用される河川について、地籍官署のものの境界確定は、地方建設局長が行うか、建設省所管国有財産取扱規則三条一項に規定する部局長が行うか。

- 答 1 地方建設局長が直轄管理している国道及び河川については、国有財産部局長たる地方建設局長が行う（建設省所管国有財産取扱規則三条一項）。
- 2 一以外の道路法の適用される道路のうち国道及び都道府県道並びに河川法の適用される河川については、国有財産部局長たる都道府県知事が行う（建設省所管国有財産取扱規則三条一項）。
- 3 道路法の適用される道路のうち市町村道及び河川法の適用される河川については、国有財産部局長たる都道府県知事が行うが、当該事務を市町村長に委任することが

できる（建設省所管国有財産取扱規則三条一項）。

- ▶ 通達 国有財産に関する事務の一部を市町村長に委任することについて（昭56・4・1建設省令第240号 建設大臣官房長から国有財産部局長あて）

▶ 判例 大阪地裁（昭59・1・27判決）

単なる道路管理者は境界確定の訴えについて被告適格が無いとされた事例（判例タイムズ525号152ページ）

権法地裁（昭59・12・26判決）

国有道路敷の境界協議が整わない以上、市道の境界を決定できな
いとされた事例（判例地方自治13号126ページ）

98 道路区域、河川区域の決定と境界確定の違い

問 道路や河川の「区域の決定」とは、道路法上の道路、河川法上の河川等の特別の法律に基づき法定の権限の及ぶ範囲の決定であり「官民境界確定」は、官地と民地との所有権の範囲を確認するものである。

「区域の決定」は、公物の範囲、つまり公物法の適用範囲を確定する行政行為の性質を有し、公物管理者の処分によって、公法上の制限を受けるべき公物の範囲を決

第4編 関係法令等

○ (旧) 国有財産法 (抄)

(大正十年四月八日) (法律第四十三号)

第五案 雑種財産ハ左ニ掲ケル場合ニ限りテ譲与スルコトヲ得
一 公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テ勅令ノ定ル所ニ依リテ其ノ維持保存ノ費用ヲ負担シタル者、其ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ為シタル者其ノ他ノ雑種者又ハ関係者ニ譲与スルトキ

○ (旧) 国有財産法施行令 (抄)

(大正十二年二月二十八日) (勅令第十一五号)

第八案 公共団体ニ於テ維持保存ノ費用ヲ負担シタル公共用財産ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ公共団体ニ譲与スルコトヲ得但シ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外費用負担ノ義務ヲ負ヒタル期間カ十年ニ滿テサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第九案 公共団体又ハ私人ニ於テ公共用財産ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ為シタル為其ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ施

項、第二十一条の二第四項、第二十四条及び第二十五条の規定にかかわらず、建設大臣の承認を受けることを要しないものとする。

- 一 面積が十平方メートルを超えない土地又は延べ面積が一萬五千平方メートルを超えない建物の購入
- 二 公共用財産とする目的とする土地の購入
- 三 面積が一萬平方メートルを超えない土地及び延べ面積が二十平方メートルを超えない建物の交換
- 三の二 公共用財産とする目的とする寄附の受納
- 四 延べ面積が一萬五千平方メートルを超えない建物の新築又は増築
- 五 面積が十平方メートルを超えない土地若しくは延べ面積が一萬五千平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以外の財産で各区分ごとにその見積価格が一億円を超えないもの所有権

六 罰則

第七号から第九号まで 削除

十 面積が三万平方メートルを超えない土地若しくは延べ面積が一萬五千平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以外の財産で各区分ごとにその見積価格が一億五千円を超えないもの用途廃止及び法令等の規定に基づき政府関係機関、地方公共団体、地方公共団体の出資に係る公法人等が行う事業又は公益事業者が施行する公益事業の施行に伴い必要となる行政財産の用途廃

令関係法令 通達

設ヲ為シタル者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承継者ニ譲与スルコトヲ得但シ財産ノ見込価格ガ其ノ施設ニ要シタル費用ノ額ヲ超過スルトキハ超過額ニ相当スル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

○ 建設省所管国有財産取扱規則 (抄)

(昭和三十年四月三十日) (建設省訓令第一号)

最近改正 平成二年五月七日建設省訓令第三号

(事務の総括)

第二条 大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)は、建設省所管の国有財産に関する事務を総括するものとする。

(事務の委任)

第三条 大臣官房会計課、大臣官房官庁事務部、都市局、河川局、道路局、住宅局、国土院、土木研究所、建築研究所、建設大学校、地方建設局、北海道開発局、開発建設部、開発土木研究所、建設機械工作所、沖縄総合事務局(以下「部局」という。)所属の国有財産の管理及び処分に関する事務は、当該部局長(以下「部局長」という。)において処理するものとする。

(部局長の専行事項)

第二十七条 部局長は、次に掲げる事項については、第六条から第九条まで、第十二条、第十三条、第十七条第二項、第二十条第一

- 止
- 十の二 面積が十平方メートルを超えない土地若しくは延べ面積が一萬五千平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以外の財産で各区分ごとにその見積価格が一億円を超えないものを国有財産に関する事務の委任を受けた他の各官庁の部局長等に使用させること。
- 十の三 面積が十平方メートルを超えない土地若しくは延べ面積が一萬五千平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以外の財産で各区分ごとにその見積価格が一億円を超えないものを国以外の者に使用させ、収益させること。
- 十一 道路の不用物件又は河川の傍川敷等である国有財産(面積が十平方メートルを超える土地を除く。)の譲与
- 十二 令第五条第三項第四号に掲げる引継不適当財産(面積が一萬平方メートルを超える土地を除く。)の譲与
- 十三 普通財産の売却

しっかりとみてや！現地視察

再開 淀川水系流域委員会後の現地視察について意見を申し上げます。
まず、流域委員会庶務に以下の資料を提出願いたい。今後の審議に必要です。
宜しくお願い致します。

過去の現地視察資料

- 第1回琵琶湖部会（H13.5.11）資料2
- 第2回淀川部会 現地視察行程
- 第3回淀川部会（H13.7.6）資料2
- 第7回淀川部会（H13.9.16）参考資料 1

2005年6月6日千代延 明憲氏
流域委員会委員長殿「丹生ダム現地調査を終えて」～

- 第41回委員会（17.5.17）審議資料1-1
- 新委員向け勉強会の開催について

特に説明責任を要請する資料

- 第4回水位操作WG検討会（H18.11.13）
- その他資料 現地視察11月17日（金）天ヶ瀬ダム
- 委員のみによる現地視察 貴賤山ダム視察内容

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

070224 流域住民の意見を聞く会意見書

淀川水系流域委員会の6年を振り返って

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会の始まり（～H13. 2）

平成12年の秋、私の所属する「猪名川の自然と文化を守る会」会長に「委員になってほしい」と依頼がありました。しかし会長は高齢のため、会員から代表を出すことになりました。河川管理者と庶務の方が依頼にいらした時、事務局長だった母は「自分も何度か諮問委員会の委員をしたことがある。うやむやに原案賛成をさせられるだけだ。そんな委員会は意味がないので、委員は出さない」と言いました。しかし、依頼に来た河川管理者は熱心に「決してそんな委員会にはしないので、お願いしたい」と言い、母も熱意に負け、平日時間の余裕のある私でよければということになりました。その後、選考委員の了解を得て、正式に委員となることができました。



委員会風景

初めての「淀川水系流域委員会」は、煌びやかなホテルの大広間、50人以上のそうそうたる委員、いっぱい傍聴席、驚くことばかりでした。全員が抱負を語り、印象に残ったのは、環境の先生方が「環境に配慮した新しい川づくり」への期待を熱く語り、地域の特性に詳しい委員には「本気で河川管理者が変わるのか？」と半信半疑が見え隠れしていたことでした。

中間とりまとめまで（～H14. 5）

淀川水系流域委員会の目的は最終的には「今後しめされる河川整備計画原案に意見を述べること」。しかし最初の一年は、ひたすら淀川水系の現状を河川管理者が説明し、委員は自分の思いを勝手に語り、何だかばらばらという感じでした。それは「情報を共有し、同じ出発点から議論を進めるため」との河川管理者の考えだったことを、あとになって理解しました。

ようやく委員どうしや河川管理者と議論らしきものが成立するようになったころ「中間とりまとめ」を作成することになりました。当時は、流域全体を審議する委員会委員と淀川、琵琶湖、猪名川部会委員は別で、上部の委員会で決まったことが部会に降ろされてくるので、部会委員は指示通りやらされている不満が潜在的にありました。「中間とりまとめ」では「ダムなどの個々の問題には触れず川づくりの普遍的な問題のみに言及することに止める」との方針に納得しない委員もいました。

「中間取りまとめ」はそれぞれ各地域別部会でまとめることになり、まとめ方も各部会で話し合ったので、内容にかなりの違いがありました。

「中間取りまとめ」の内容にみる淀川水系流域委員会の目的：

「淀川水系流域委員会」は、国土交通省近畿地方整備局が、平成9年に河川法が改正されたのを受けて、今後の淀川水系の河川整備に当り、地域の住民や学識経験者から幅広く意見を聞き、その意見をもとに「河川整備計画」を作成することを目的として、平成13年2月1日に設置した。

「中間取りまとめ」は環境・治水・利水・利用について、淀川水系の現状を踏まえ新たな川づくりの

理念を提言しました。

環境： 横断方向・縦断方向の連続性の確保と自然のリズムのあった水量・水位・水温・土砂移動の回復を基本方向として、今後の整備を考えていくべきである。

湖と陸との移行帯である湖辺の適切な形状を保全・回復し、その連続性を確保すること(琵琶湖部会)

治水： 今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。

破堤回避対策の実施が必要である。(堤防の補強)

破堤回避の対策も万全でないことを十分認識し、万が一に備えて危機管理を行う必要がある。

(水害にしたたかな街づくり)

ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。

(淀川部会)

利水： 我々が利用できる水は有限であることを認識し、水の需要そのものを管理する水需要管理へ

利用： 川らしさを生かした利用、すなわち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う。

以上のように「中間取りまとめ」には、その後の「提言」「意見書」「事業中のダムについての意見書」の骨格となるものがすでに盛り込まれています。あまりにも画期的なため反発が予想され、河川管理者は「中間取りまとめ」を住民に周知するためのシンポジウムを開催しました。事実、特に「ダムは、原則として採用しない」「あふれることを前提として、流域の危機管理を」といった治水の考え方の転換は、住民や地域の首長から「治水安全度を下げるのか」との批判が多くありました。しかし、その後淀川の予言が的中したかのように、記録的な豪雨による破堤が相次ぎ、堤防の補強や流域対応の必要性は、河川局自らも認め、住民にも受け入れられるようになりました。

「提言」まで(～H15.1)

「中間とりまとめ」を平成14年5月に発表したあとは、委員の2年の任期が切れるまでに、「提言」を仕上げねばならず、流域委員会の開催頻度は急速に増え始めました。各部会でそれぞれ、琵琶湖、淀川、猪名川の現地視察や重要な問題を抱えている地域で住民の意見を聞く「意見交換会」も、委員会、各部会の日程の合間をぬって行われ、委員、河川管理者、庶務のみんなが、あわただしく動き始めました。

それでも議論が追いつかないので「水需要管理ワーキンググループ」「水位管理ワーキンググループ」「ダムワーキンググループ」などが立ち上げられ、集中的に議論することになりました。これらは非公開だったので、河川管理者も本音をぶつけてきて、非常に緊迫感のある真摯な議論ができました。

「提言」は、それぞれの専門分野については指名された学識者の委員が、ワーキングができていないテーマはワーキンググループがたたき台を作り委員会で意見交換する、地域固有の問題は各地域別部会で作成という方法でした。提言のなかで、最も議論が紛糾したのは、やはりダムでした。中間取りまとめの「ダムは、原則として採用しない」との文言が一人歩きして、淀川水系流域委員会のイメージを決めてしまっ



淀川部会現地視察(大戸川)

た嫌いがあったので、それよりトーンダウンした「ダムは極力抑制する」という文言が、ダムワーキングの原案とされました。14年12月の委員会で承認して発表する予定が、反発する委員が相次いだので、発表は1月に延期されることになり、委員の多数決により「原則として建設しない」との文言に変更されました。そのため、「提言」を受けて河川管理者が「河川整備計画第一稿」を発表するはずが、「第一稿」のあとから「提言」という逆転現象が起きてしまいました。

「提言」をして、河川管理者の「河川整備計画第一稿」について何も審議しないことになってしまったので、河川管理者は委員全員の任期を2年延長することを決定しました。すでにこの時点で、欠席が多くやる気が感じられない委員もいたので、全員の任期を延長したことには疑問もありますが、速やかに審議を続けるためには、よい判断だったと思います。

「河川整備計画第一稿」についての審議と「意見書」まで（～H15.12）

河川管理者は、「河川整備計画第一稿」（14年12月）に続いて、具体的な個々の事業の内容を示す「整備内容シート」さらに「第二稿」（15年6月）とその「整備内容シート」、続いて「基礎原案」（15年9月）とその「整備内容シート」と、次々に発表し、今度は流域委員会が河川管理者に追いまくられることになりました。各地域個別の問題については琵琶湖、淀川、猪名川の各地域別部会で、ほかに「環境・利用」「治水」「利水」「住民参加」の4テーマ別部会でテーマごとに集中して議論したうえで、並行して委員会で全体の議論とすることになり、委員は、自分の関心のある部会に自由に参加



琵琶湖現地視察(姉川)

できる代わりに、週に何回も何らかの会議があるというハードスケジュールをこなすことになりました。さらに、その合間に再び各事業中のダムを中心に現地視察がくり返され、委員、河川管理者、庶務全員が疲労を隠せない表情で会議で顔を合わせる状態でした。ちなみに私は胃炎を患いました。議論に参加したい思いはあっても、仕事をそんなに休めない委員も多く「委員会に出るだけでは、議論についていけない」との嘆きも聞かれました。

「意見書」の作成に向けては、各部長か、指名を受けた委員がたたき台を作り、メールなどで修正意見を募り、修正してまた意見を募る方法が取られましたが、それでも間に合わず、「意見書」作成のための作業部会が立ち上げられました。作業部会は、庶務の事務所の会議室を占拠し、パソコンや資料を借り上げ、「意見書」と「整備内容シート」に対する各委員の意見を集約し、議論の中で大筋で合意を得た内容にまとめる膨大な作業をこなしたのです。朝から深夜まで詰めても作業が終わりず、庶務にホテルを取ってもらって泊り込むこともたびたびありました。もちろんその間、作業部会の仕事を効率的に進めるため、庶務も残業続きで対応したことは、言うまでもありません。

いよいよ各事業中のダムの検討から「事業中のダムについての意見書」まで（～H17.1）

河川管理者が、「意見書」を受けて動き出すまで、委員会は、つかの間の戦士の休息期間を得ました。しかしその間も住民参加部会が提言した「住民対話討論会（円卓会議）」が平成15年秋から動いていたので、委員も傍聴する必要がありました。さらに、「意見書」の議論への参加回数で、委員間に「流域委員会意見書」に対する理解に格差ができていないかと危惧する声が聞かれ、委員有志が呼びか



けて「新たな川づくり研究会」を立ち上げ、自主的な勉強の場とすることになりました。

いよいよ事業中の個別のダムについての議論を進めるため、ダムワーキンググループがスタートしました。基本的に希望する委員全員が参加でき、3ダム(丹生・大戸・天ヶ瀬再開発)、川上、余野川の3つのサブダムワーキンググループに分かれるが、他のグループに傍聴参加は自由とのことで、これも委員のやる気次第でした。やはり仕事でそんなに参加できない委員は、「一度休んだら、もう議論が進んでいて、まったくわからなくなる」と悔しがっていました。ダムについてはダムワーキングで、その他の事業の進捗状況についての評価は各地域別部会で、すべての集約は委員会と三重の議論が常時続く日々でした。特にダムワーキンググループは、ワーキングリーダーの「とにかく現場を見る」との方針により、審議の途中で現地を見るが必要と判断されると、その日の会議が終わったあとの反省会で「やっぱり現地に行こう」という話がまとまり、庶務の携帯が鳴り、河川管理者に案内の要請が入り、次の日には現地視察の参加希望者を募るメールが入り、数日後には決行。ということがしばしばあり、庶務から「恐怖の突然現地視察」と呼ばれました。河川管理者は、最初は用意していた資料を次々に出すだけすみましたが、次第に議論の中から「違うシミュレーションでデータを出すように」「判断材料が足りない。もっと調査資料を出せ」と要求され、委員会の要請に答えるために夜を日に継いで資料作成に追われるようになっていきました。平成17年1月の意見書提出まで議論することは膨大でしたから、「意見書」作成に取りかかる期限も迫り、「河川管理者の説明がくどい」と委員から叱責が飛び、委員が質問をくり返すと「資料を読んで来い」と怒号が飛び、緊迫感は大変なものでした。さらに「ダムについての意見書」作成のための作業部会が始まり、作業部会が作成したたたき台を意見交換会で検討。この期に及んで、状況を読めずに発言をしようとする委員は、発言を始めたたん「却下」と一喝され、「こういうことを入れてほしい」と発言すると「文章で書いて来い」と宿題を出されました。委員は、緊張感いっぱい慎重に発言せねばならず、高見の見物を決め込んだ河川管理者は、疲れを忘れて爆笑していました。

円山川水害現場視察

「新たな川づくり研究会」風景



「事業中のダムについての意見書」の内容

- ① ダムの主たる目的とその効果について精査する。
- ② ダムの主たる目的に関わるダム以外の方法とその効果について検討する。
- ③ 河川整備計画が目指すべき具体的な目標の実現性などの総合的視点から各ダム建設事業への意見を述べる。

との検討手順を示した上、各ダムの効果についての問題点を厳しく指摘し、ダム本体工事の中断を継続したまま、さらに環境への影響調査など、まだ不十分な調査・検討をより詳細に行い「ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す」ことを求めています。

その他、「平成16年度事業の進捗点検についての意見書」「琵琶湖水位操作に関する意見書」「基礎案の課題についての意見書」も提出し、17年1月、第一期委員の任期は終了しました。

第二期流域委員会

17年2月、第二期流域委員会が始まりました。ここからは、私は外からしか委員会のことを知ることはできません。任期を終えても流域委員会の傍聴を続けたのは、いくつか理由があります。一つは、自分が

住む地域の破堤の危険を知り「越水に耐える堤防補強を実現したい」というテーマに出会ったこと。もう一つは、第二期委員の顔ぶれ、委員長選考に河川管理者の意向が関与した疑いがあり、「地域の特性に詳しい委員」が大幅に減ったことで住民の関心が薄れ、傍聴者が来なくなることを心配したことでした。

心配したことは、17年7月河川管理者が、流域委員会の席上ではなく、「淀川水系5ダムについての方針」をいきなり記者会見で発表したことで、現実になりました。流域委員会は、8月に『「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解』を提出。さらに12月に『「淀川水系5ダムについての方針」に対する意見』を提出しました。第二期新規の委員は、4年間の蓄積を引き継ぐために、勉強会や現地視察に多くの時間を割かねばならず、その負担を負えない委員は、わずか一年、ほとんど出席しないままに辞任となっていました。

平成18年2月、委員長・各地域別部会長が選挙により公正に選ばれ、ようやく流域委員会は委員自治の面目躍如を果たしました。しかし、予算の緊縮が厳しく求められ、公開での開催頻度を大幅に削られるようになり、公開の委員会が3ヵ月も開けないこともありました。そんななかでも、流域委員会は「平成17年度事業の進捗点検についての意見」（18年8月）の提出、「住民参加のさらなる進化に向けて」（住民参加部会意見書）「水需要管理の実現に向けて」（利水部会意見書）の準備を進め、「水位操作ワーキンググループ」「住民意見聴取ワーキンググループ」を立ち上げ、18年11月河川管理者から提示されたダム等管理フォローアップ定期報告書を受け、これに対する意見書も動き始めました。

「ダムのフォローアップもしなければならない。とても19年1月の任期中にこなせそうにない。どうするんだ」と委員会に問い詰められた河川管理者は「次の委員会の選考についてはまだ決まっていない」と言っていました。これまた突然10月の末になって「河川整備計画を当分示すめどが立たない」ことを理由に「委員会を休止する」との記者発表を行いました。その決定を下した近畿地方整備局長は、一度も公開の委員会に姿を見せないまま、19年1月「淀川水系流域委員会」は休止に入りました。

1. 淀川水系流域委員会は目的を達したか？

前述のように、淀川水系流域委員会は改正河川法の変更点、河川整備の目的に従来の「治水」「利水」に「河川環境の整備と保全」「住民の意見を反映した整備計画づくり」が目的に加わったことを受け、新たな河川整備計画を、その原案を示す前から議論を始め、河川管理者と委員がキャッチボールをしながら計画を策定することを目標にしています。しかしまだ河川整備計画は「基礎案」で止まり、「原案」でさえ示されていません。6年間（4年間、2年間）、整備計画を待ち続けてきた委員の無念は計り知れません。

2. 淀川水系流域委員会は河川管理者の依頼に十分答えたか？

近畿地方整備局は淀川水系流域委員会に対し、同整備局が策定する「河川整備計画」についての意見と、住民意見の反映方法について意見を述べるよう要請しました。それゆえ流域委員会は、至極まじめに「環境を重視した新たな治水」「環境を重視した新たな利水」「河川環境の回復」「住民意見を反映した河川整備計画づくり」を提言してきました。河川管理者は「一旦休止して流域委員会の評価を行いたい」としていますが、流域委員会は整備局の要請に答えることができたかが評価されるべきです。河川管理者の「予算がかかりすぎる」「時間がかかりすぎる」「地域の首長が、批判している」などの休止理由は言いがかりに過ぎないと思います。

3. 時間はかかりすぎたか？

確かに、6年間河川整備が何も進展していないのなら、批判されても仕方がないかもしれません。しかし、河川整備計画第一稿（14年12月）が発表されて以来、河川管理者は「できることから、やっていこう」と精力的に事業に取り組んでいます。琵琶湖の固有種の生息環境の回復への取り組みや、淀川のワンドの再生、魚道の設置、高水敷の切り下げなどによるヨシ原の再生、外来種対策など、緊急を要する環境保全の取り組みは、目覚しく進んでいます。また、木津川や猪名川で始まった堤防強化は、度重なる水害に危機感をつのらせている流域住民に大きな安心を与えています。「河川レンジャー」や流域住民と連携しての防災の取り組みなど、住民との協働も熱心に進められています。住民にとってもありがたいと、河川管理者にも「住民が喜ぶことをやっている」という誇りが持てる仕事になっています。こう着状態なのはダムだけで、ダムは軽率に進めるべきではないのだから、これでいいのではないかと思います。

4. 費用はかかりすぎたか？

河川管理者は「淀川水系流域委員会には20億もの予算が費やされている」として、「費用がかかりすぎる」と見直しの必要を主張しています。しかし、ダムや河川改修などの大型公共事業は、数百億、数千億の予算が使われ、しかも住民の反対などにより事業が進まず、2倍、3倍に費用が膨らむことが常です。計画段階から住民と十分話し合い、合意形成を目指しつつ事業を進めることができるならば、救われる予算は計り知れません。淀川水系流域委員会は、未だどこにもない「河川整備計画」策定の手順を一から作り上げているのだから、コストが割高になっても、いい河川整備計画を作るために必要です。委員も河川管理者も庶務も、報酬以上の働きをしているのだから、安い買い物と言うべきです。しかも20億という数字は、何でも流域委員会にかかった費用としてつけている疑いもあります。3年半経過したときには6億と言っていたのに、残り2年半で14億も増えるのはおかしいです。

5. 住民の意見を反映したか？

意見書を提出した人や傍聴発言をした人の中には、「意見を聞きおくれだった」と不満を持っている人は少なくないでしょう。しかし住民参加とは、大声で言う人の意見を聞くことではありません。流域委員会、特にその中の「地域の特性に詳しい委員」は河川管理者や他の委員と情報を共有して、自分の地域のことだけでなく、積極的に学んで流域全体の現状を理解し、俯瞰的な視野を持つ必要があります。一方で、自分の主義を一旦白紙に戻し、住民みんなのために良かれと縁の下の力持ちに徹する覚悟がいります。流域委員会は、今主張する人たちの意見だけでなく、未来に生まれる子どもたちのために、物言わぬ多数派のために、住民みんな（未来も含めて）に一番望ましい答えを模索する責任も担っているのです。自分のことしか考えていないなら、その意見を取り入れることは正しくありません。

6. 淀川水系流域委員会を公正に評価してください



外来種対策が進む猪名川



堤防の補強工事(H17年度)



猪名川クリーン作戦(H19.2.11)

淀川水系流域委員会は、関係者全員が、今までの河川整備を変えるべく「新たな川づくり」の夢を共有する場所でした。だからこそ、みんな仕事以上の情熱をかたむけて、多かれ少なかれ犠牲を払うこともいとわず、がんばってきたのです。つたない文章ですが、それを伝えたかった。

住民のために一番いい治水とは何なのか、利水はどうすればいいのか。河川環境を再生し、住民が川に親しめるために何をすればいいのか。流域委員は6年間それを真剣に議論し、河川管理者は提言を受けて、できることから取り組んでくれました。それが、河川の希少種を守り、外来種を駆逐する取り組みであり、堤防の強度の調査と緊急性の高いところからの補強の実施であり、河川レンジャーなどの住民との協働の取り組みなのです。多くの住民は、それらが「淀川水系流域委員会」の提言のおかげとは知りません。ところが、いっしょにがんばってきた河川管理者が「もう（河川管理者に）必要なこと以外、発言してくれるな」と、一方的に淀川水系流域委員会を休止してしまったのです。4年間、必死で勉強した元流域委員として、河川管理者が実施してくれる事業に大きな期待を抱いていた流域住民として、二重に悲しい。

今日参加してくださっている皆さん。淀川水系流域委員会はまちがっていますか？住民のためになっていませんでしたか？川づくりを変える情熱を持たない、川を見ることもせず官僚のトップに座っている人たちのために、最も迷惑をこうむるのは住民なのです。腹が立ちませんか？

流域委員会は「ダムの効果は限定的で、それだけで水害をなくすことはできない。それよりも本当は、堤防のなかには計画高水位まで水位が上がらなくても破堤する危険がある場所があるので、危険なところから急いで補強することが必要だ」と言っているのです。堤防の補強を急いでほしいと思いませんか？

流域委員会は「右肩上がりに人口が増えるの見込んで増やし続けてきた水資源開発をやめ、川の水は人間だけのものではないことを自覚し、今以上に水資源開発をしないで、水需要管理によって、流域の水を総合的に管理しよう」としています。過剰な水資源開発は、私たち住民の水道代にはね返るのです。それでもまだ、水利権がもっとほしいですか？

流域委員会は「河川の環境を高度経済成長期以前の1960年代前半の状態に戻そう」と提言しています。すなわち「川で子どもが水遊びでき、取った魚をおいしく食べられ、川が生き物の命にあふれていた時代です。そのためには、今までの「治水・利水」優先の河川整備は、終わらせなくてはならないのです。

どうか、ありのままの淀川水系流域委員会を知ってください。そして自分で、今後の流域委員会にどうなってほしいか考えてください。「新たな川づくり」を実現するために、あなたも何か始めてみませんか？きっと住民一人ひとりの行動が、まだ変わる勇気が持てない河川管理者を変えてくれるはずです。

070226 元委員の懇談会意見書

第三期委員の選定が河川管理者の運命を決する

尼崎市・第一期委員 細川 ゆう子

24日に猪名川河川事務所の「住民の意見を聞く会」に参加した。傍聴者からは「流域委員会が何をしたか知らなかった。もっと知りたい」という意見、また余野川ダム建設地の住民からは「流域委員会には、地元の意見をもっと聞いてほしかった」という意見が聞かれた。その中で、伊丹市昆虫館の研究者の方から「流域委員会のおかげで、住民と河川管理者の協働の活動が増えた。(猪名川では、クリーン作戦、外来種対策、河川レンジャーなどが進んでいる。) 住民が川に関わる機会が増えた。この取り組みを止めないでほしい」という意見をいただいた。流域委員会を直接知らなくても、そんなふうに見ていてくれる人もいるのだとうれしかった。流域委員会がいくらいい提言をしても、それを実際の事業で活かしてくれるのは河川管理者だ。この6年間、河川管理者のたゆまぬ努力があったからこそ、流域委員会の提言が住民に受け入れられるようになってきたのだ。河川に関わる活動をしている住民団体からは、最近の変化を歓迎する声が多く聞かれる。

ところが、今回の流域委員会休止問題、その報道によって、住民や自治体の関係者が混乱している。「これまで、流域委員会の提言に沿って国土交通省も事業を進めていると思っていたのに、国土交通省と淀川水系流域委員会は対立していたのか」と、これまで進んできた事業に対しても懐疑的になっている。実は、私は12月に流域委員長の講演会を企画していた。私の町は、去年8月の記録的集中豪雨により浸水被害が出ている。常々「この町の堤防には、越水対策が必要だ」と主張してきたが、内水氾濫だけでも大きな被害になったことは驚きで、堤防の補強を急いでほしいのに「流域委員会の休止によって、耐越水堤防の実験も滞るのではないかと危機感を持ち、住民に訴えようとしたのだ。ところが、猪名川河川事務所は協力してくれるのに、尼崎市の都市整備局から警戒され、地元の社協の妨害を受け、講演会は実現しなかった。明らかに自治体や社協の過剰反応だ。

せっかく流域委員会、河川管理者、住民の連携が浸透してきたのに、この一事によって住民の行政不信は一気に高まってしまった。これまでの現場の河川管理者の努力を思うと気の毒で仕方がない。だが、私たち住民の落胆も大きい。大型公共事業の中止や、大切な身近な自然を守るために、親の仇のように河川管理者を責めなくてはならない。「相手も仕事で気の毒に」と思いながら、戦わなくてはならないことがつらくない人はいない。やっと話し合いで、河川整備計画を作ってくれるようになったと思ったのは、幻想だったのか。

少なくとも、去年10月10日の委員会で、流域委員会から「次期委員会には、定年制はなくし、流域委員会の提言の根幹に関わる委員を残してほしい」との要望がされた時までは、河川管理者は要望に答えてくれるものと信じていた。正に、その要望を裏切るかのような、10月24日の近畿地方整備局長の「淀川水系流域委員会休止」記者会見だ。「淀川水系流域委員会の提言は河川管理者に都合が悪

いので、休止して黙らせたい」のだと、受け取るのは当然ではないか。

私は、先生方ほど大人ではないので、はっきり言わせてもらう。委員として4年間、「新たな川づくり」を実現する河川整備計画に寄与できると思うからこそ、必死で勉強したのだ。河川整備計画の策定を見ずに、流域委員を降りるのは大変悲しかった。任命権者は河川管理者だ。選ばれなかった以上仕方がない。それでも、謝金なしでいいから仕事を全うさせてもらいたかった。私のように大人気ないことはおっしゃらなくても、時には命の危険も感じるような中で信念に従って賭けてきた仕事を辞めたいと思っていた委員は、おられないはずだ。今までそんな思いを忍んできたのは、二期に継続した委員、新規に加わった委員が、代わりに仕事を全うしてくれると信じていたからだ。それを休止とはどういうことか。

河川管理者は、激しい報道攻撃と住民の反発に恐れをなしたか、今度は「流域委員会には、いろいろ反省すべき点があるので、休止は、レビューしてよりよい委員会を立ち上げるためだ」と言い出して「レビュー委員会」なるものを組織した。しかし、2月7日第一回レビュー委員会の席上、河川管理者は「河川管理者は現状のデータや資料説明が中心であり意見述べなかった」と、あたかも流域委員会が勝手に暴走して提言し、河川管理者は「口を挟むことができなかった」と受け取られる説明を行い、流域委員会委員から「キャッチボールできていると思っていたが、そうではなかったのか？」と指摘されていた。首長などからの批判を流域委員会だけにかぶらせるつもりなのか。会議終了後、傍聴に来ていた、河川局を定年を待たずに辞めた元河川管理者は、説明した河川管理者を公衆の面前で非難した。少なくとも、彼が近畿地方整備局にいたあいだは、よい議論ができていたと思う。その後、河川管理者が発言できなかったと言うなら、責務を果たせなかったのは、発言できなかった河川管理者のほうだ。「レビュー」が必要なのは河川管理者のほうではないのか。

夏には第三期の委員会を立ち上げると言う。けれども、そのときの委員が誰なのかが問題だ。一期の委員を務める間、最初は新聞や書物で知識不足を補おうとした。けれども「淀川水系流域委員会」の考え方は、どこにも書いていない。流域委員会の資料を必死に読むことでしか理解することはできなかった。全国に流域委員会は数あれども、淀川ほど真剣に「改正河川法」に則った新たな河川整備を議論したところはないらしい。完全に「オリジナル」なのだ。二期では傍聴席の常連に加わったが、二期の新規の委員は、4年間の蓄積を引き継ごうと大変な努力をしてくださっていた。けれど勉強して学んだことは、自分のものではない。理解しているつもりでも、個々の事案の審議になると意見がぶれる。そのためにずいぶん傍聴席でやきもきした。頭で理解しても、所詮は借り物、信念ではないのだ。河川整備計画原案提出に際しては、信念で発言する委員で審議を行ってほしい。そのためには、一期、二期委員の中から、流域委員会の提言の、最も重要な考えを生んだ委員に絞って、第三期の委員会を構成することだ。河川管理者は懇親の力をこめて、河川整備計画原案を出してきてほしい。そして、それを受けて立つ委員は、信念でもって「提言」「意見書」を作ってきた委員であるべきだ。それしか、

河川管理者が失った住民の信頼を取り戻す方法はないと考える。

要望書

平成 19 年 3 月 6 日

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦様

「ウォッチャーズクラブ」

代表：細川 ゆう子

私ども流域委員会傍聴者は、「淀川水系流域委員会」休止に反対したにもかかわらず、一方的に休止を強行されたことに抗議するとともに、レビューのための一連の「淀川水系流域委員会についての住民意見発表会」「流域委員前委員による懇談会」「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」の実施に対しても大きな不信を抱いています。

そもそも第一回の「レビュー委員会」自体、外部委員は「淀川水系流域委員会」について、何も知りませんでした。依頼を受けたのなら、事前に勉強してくるべきです。「淀川水系流域委員会」のレビューは、改正河川法に則った新たな川づくりが提言できているかを審議すべきであるのに、何のために設置されたのかも知らず、前提を覆すような発言をする神経は信じられません。まず「レビュー委員」に「淀川水系流域委員会」のレビューをする資格を問うべきと考えます。

また住民や首長に対して、河川整備計画策定における「流域委員会」の位置づけや役割に関する説明がなく、誤解を受けるに任せる実態には、河川管理者の誠意が感じられません。河川管理者には、意見を聞くに止めず「淀川水系流域委員会」に対する誤解を解消する責任があります。誤解や偏見に基づく「レビュー」は、無意味です。厳密に言えば、説明を果たした上で、もう一度意見を聞くべきです。住民も首長も、「意見を聞く」と強調すれば、「淀川水系流域委員会」の提言に対して不満を抱く意見が多くなるのは当然であって、それをもって大勢の意見とは言えません。第一、住民への周知の方法についても、以前に「対話討論会」や河川レンジャーなどの活動に参加した住民に声をかけただけで、新聞広告などで発表者を募ることもしていません。明らかに手抜きです。河川管理者には、真剣に広く意見を求める熱意に欠けていたと断ぜざるを得ません。首長に対しても、すべての方に意見発表を依頼したのか、はなはだ疑問です。不満のない人たちは発言しません。公平を期すのであれば、具体的な主な提言内容や、それによって進んでいる河川整備の実施内容について、首長全員に対し、また住民の無作為抽出によるアンケートを実施すべきです。今「淀川水系流域委員会」の休止に対し、マスコミや住民の激しい反発を受けている現実を真摯に受け止めてください。

また、第一回の「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」では、「淀川水系流域委員会」の運営や委員の人選に関してまで意見を聞くのは、行き過ぎと抗議します。改正河川法では、首長が意見を言うのは河川整備計画の案に対してであり、「流域委員会」に対して意見を言うことは権限にありません。河川管理者は、改正河川法や「流域委員会」について首長に説明した上で、意見を拒否すべきでした。少なくとも「レビュー委員会」に対しては、一連の「意見聴取」が、河川管理者の説明が十分に行われぬまま実施されたものであることを、率直に説明することを求めます。

また「レビュー委員会」ほかの一連の事業の議事録の公開に対し、あまりにも消極的だったことを恥じるべきです。淀川の河川管理者として流域委員会で何を学んだのか、まったく失望します。河川整備計画策定に当たり住民に対して透明性を確保することは、最低限の河川管理者の義務です。レビューに関わるすべての議事録をホームページで公開し、「レビュー委員会」に資料として提供することを求めます。

意見書は「淀川水系流域委員会」と同様、「レビュー委員会」で配布の上、ホームページでの公開を求めます。添付ファイルで送付できるよう対応していただきたい。さらに「レビュー委員会」、今日の懇談会においても、傍聴者発言を求めます。

今後の「レビュー委員会」においては、まず外部委員の「淀川水系流域委員会」に対する最低限の知識を高める必要があり、勉強会などの実施を求めます。さもなければ「レビュー外部委員」の選定をやり直すべきであり、私どもは「レビュー外部委員」の交代を要求します。

以上

070308 レビュー委員会意見書

レビューされるべきは、河川管理者だ！

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員として4年、傍聴者として2年「新たな川づくり」の夢を追ってきた。昨年7月に卵巣がんの手術を受けた。さらに5ヶ月抗がん剤治療を受け、今も副作用の影響は抜けない。先日、伯母に「あなたのがんは、ストレスが一番よくないそうよ」と言われた。もし、流域委員を引き受けなければ、私はがんにならなかったかもしれない。それほど、流域委員会の審議についていくことは過酷だった。今後、5年以内の生存率は65%。もし流域委員会に関わることをやめて、安穩に生活することを選べば、再発のリスクは、いくらか少ないかもしれない。けれども、どうしたって再発の可能性はある以上、許される時間この仕事を全うしたい。私の娘に、生徒たちに、多くの子どもたちのために、越水に耐える、より安全な堤防と、まるで洪水を素早く流下させるための水路と化した、川の命を取り戻してやりたい。

それゆえに、10月に「淀川水系流域委員会」休止の報を聞いたときは、絶望した。「耐越水堤防の実験を早く進めて、流域委員会で取り上げてもらえることをひたすら待ってきたのに、私の命あるうちに実現することは、ないのかもしれない」と。第一回「レビュー委員会」に始まり、「淀川水系流域委員会についての住民意見発表会」「流域委員前委員による懇談会」「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」という一連の会議に参加、傍聴して、その絶望はさらに深くなった。河川管理者は、住民や、前委員、市町村長の「淀川水系流域委員会」への事実誤認や偏見に満ちた意見に対し、何の訂正も行わず、まるで「流域委員会が勝手に提言したことで、我々も手を焼いている」と言わんばかりであった。彼らの気に入らない提言内容は「流域委員会」だけの責任であるかのような誤解を、解こうとしなかった。河川管理者の要請に懸命に答えてきた「流域委員会」に対する、これが河川管理者の仕打ちなのか。

長良川河口堰は、激しい反対運動を受けながら建設が強行され、10年を経て無用の長物として無残な姿をさらしている。河川にかかわるダムなどの大型治水利水事業は、河川環境に重大な負荷をかける上、莫大な費用をかけるに足る効果に乏しくなったために、激しい反対運動を受け、何十年も計画が頓挫することがくり返されている。その現状、長良川河口堰問題の反省から、河川法は改正された。河川法改正を受けて、新しい河川整備計画づくりを目指したのが「淀川水系流域委員会」であった。「河川法が変わったから、これからどうする？」と議論してきたのだ。河川管理者が原案を示し、計画ありきで事業を進めようとしても、住民の反対運動にあえば、ことは硬直してしまう。だから、計画をつくる以前に十分住民と話し合うことが必要なのだ。「淀川水系流域委員会」は、環境の学者が治水や利水を学び、治水や利水の学者が環境を学び、住民が治水・利水・環境を学び、白紙から議論をした。その結果一致したのが、河川環境を回復するために、治水・利水の考え方から抜本的に変えなくてはならないということだった。それは、治水、利水の安全度を下げることではない。より河川環境に重大な影響を及ぼさない方法を、最大限模索すべきだと言っているのだ。

「河川整備を変えよう」と流域委員会と協働してきた河川管理者が、今さら「変えてもいいか？」と、誰かれなしに尋ねだし、住民や首長から「河川管理者が案を示してほしい。今までのやり方を変えるな」との声が上がる。河川整備を変えるのに反対なら、改正河川法を改正しなければならない。河川法に従えば、彼らこそが法を犯しているのだ。今さら「河川整備を変えるかどうか」などと言い出す河川管理者も同罪である。河川管理者が唯一従うべき法律に、河川管理者が従えないのか。ならば、レビューされなくてはならないのは、淀川水系流域委員会ではなく、河川管理者ではないか。「改正河川法」に照らして、真摯に法律を履行することができるのか。今の淀川の河川管理者に、その可能性は見出せない。

レビュー委員会には、改正河川法に則り「淀川水系流域委員会」が正しい提言を述べてきたかを評価して

ほしい。河川管理者が、新たな河川整備計画策定に向けて、自信を持って再び歩みだせるように。

070320 レビュー委員会意見書

検証、事務局河川管理者

尼崎市 細川 ゆう子

河川管理者は、2月7日の第一回レビュー委員会において、突然、2月24日流域5会場で一斉に「住民の意見を聞く会」を実施すると発表。琵琶湖河川事務所が天津、彦根の2会場で、淀川は枚方、猪名川は伊丹、木津川は上野で、それぞれの河川事務所が事務局となり開催することになった。意見発表者、傍聴者の申し込み締め切りは、2月15日。わずが一週間ほどである。猪名川河川事務所の場合、意見発表、傍聴どちらも申し込みが少なかったことから、20日に申し込み期限を延長している。周知の方法としては、ホームページと、他は河川管理者と住民の協働のイベント（たまたま猪名川の場合、11日に「猪名川クリーン作戦」が実施された。）での呼びかけ。他の事務所に声をかけられた人の話によれば「以前に対話討論会（円卓会議）で発表したから」ということで個別に発表依頼を受けたと聞いている。猪名川の会場で傍聴者らに尋ねると「河川レンジャーの研修会で河川事務所から案内を受けた」と言う人がほとんどであった。

以前の「住民対話討論会」の場合、ホームページの他、新聞広告、各市町村の公共スペースでのチラシの設置、河川関連のイベントでの案内など、一ヶ月以上をかけて住民に呼びかけたことに比較すると、お粗末としか言いようがない。善意に解釈すれば、予算、期間の余裕のない中、意見発表してくれる人間を確保するためには、以前に流域委員会に対して意見を述べた人に会の実施を周知することが、一番確実な方法であったとは考えられる。

しかし、以前の対話討論会は「河川敷の利用」「事業中のダム」に対して、賛成、反対の対立する意見を、討論により互いの考えを理解し問題を共有することが目的であった。意見発表は、討論ではない。それゆえ結果概要には、一方で「時間がかかりすぎる」「費用がかかりすぎる」「流域委員会は河川管理者の原案に対して意見を述べるべき」との批判があり、一方で「必要な時間であった」「住民参加の必要なコストであった」「原案作成前から議論したことがよかった」と、まったく相反する意見が連ねられている。しかも、この結果概要は、発表者が特定できず、意見の一部を抽出したのみである。

意見のバックグラウンドを探るには各事務所の結果概要ではほとんどわからないので、ホームページの「参加申し込みの際に頂いたご意見」（琵琶湖）などの事前申し込み意見をチェックしてみた。（この時点では、議事録は公開されていなかった）すると流域委員会に批判的な意見を述べているのは、事業中のダムの推進を望む人たちであることがわかる。一方で、流域委員会肯定の意見を述べる人は、ダム問題には必ずしも触れていない。ただ、ダム計画撤回を望む運動の関係者である可能性は否定できない。私は猪名川で意見発表をしたが、発表者の一人は学芸員であり住民運動には関係していない。公平な立場で、河川管理者と住民の距離が近づいたこと、協働の取り組みが活発になったこと、住民が川に入る機会が増えたことを評価していた。そのように、純粋に流域委員会の評価をしている人

もいることは救いだ。公開されている琵琶湖河川事務所の「参加申し込みの際に頂いたご意見」は15名であり、当日はコーディネーターを置いて全体に意見発表を求めたようだが、議事録は無記名となっている。大津会場参加者が47名、彦根会場参加者が23名だから、意見を公開さえしていない発表者が多く存在することになる。事前意見の15名の中には、「水資源開発事業に従事してきた」すなわち河川管理者の身内までいる。今回の意見発表が、非常にせまい範囲にしか周知されず、すでに流域委員会の提言に対して賛成、反対の考えがある人ばかりであることは公平性を欠くもので、重大な問題だ。流域委員会提言が前提での発言が、流域委員会に対する冷静な評価を下しているとは考えられない。

「住民の意見を聞く会」の実施は、一応聞いたという体裁を整えたに過ぎない。この取り組みによって、河川管理者は凶らずもいくつかの点で、今後の流域委員会運営の方法について、レビューするまでもなく答えを出したことになる。最大は、河川管理者が自ら事務局を兼ねることは、流域委員会の透明性を阻害することである。レビュー委員会の事務局を河川管理者が兼ねるために、住民の不信は明らかに深まっている。3月19日現在、「住民の意見を聞く会」については、淀川、木津川、琵琶湖が議事録をホームページにアップしているが、琵琶湖は、発表者無記名である。また猪名川は、作成中ではあるがまだアップされていない。それも、私が「同時開催なので、他会場でどのような意見が出ているか、わからない。議事録を公開してほしい」と要望した時には、議事録を公開することさえ、想定されていなかった。他にも要望してくれる人が多くいたため、やっと対応してくれたのである。前委員の懇談会は「(案)」つきで公開されているが、肝心のレビュー委員会そのものが、すでに40日が経過しているにもかかわらず、まだ議事録がアップされない。「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」に至っては、今だに議事要旨さえ公開されていないのである。6年間、民間の庶務がやってきたことから何を学んだのか。(その民間の庶務でさえ、ずいぶん流域委員にしかられ、運営に慣れるために一定期間必要であった。) これでも、6年間流域委員会といっしょにやってきた河川管理者なのか。申しわけないが、あまりにも不手際で、本当に、悲しいかぎりである。

また前委員の懇談会においては「提言を委員自らが書くことは負担が大きすぎる」「事務局に原案を書かせる方がよい」との発言があった。今回「前委員による懇談会」「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」では、意見の要旨をその場でまとめ、スクリーン上で確認するという手法を取った。しかし要旨では微妙にニュアンスが変わり、似て非なるものになった。たとえば、市町村長懇談会では「住民の生活レベル、清掃などには、意見を聞き協力をお願いするが、道路や河川整備事業などの大型公共事業に住民の意見を聞く必要はない」などの「こんな市長を冠している市民に同情する」と思うような住民としては許しがたい発言もあったが、議事要旨では「市民が主役。生活に密着した分野は市民が決める。ただ、道路や河川は、全市民の意見を聴くと言うことにはならない。」としか書いていない。

流域委員は、自分の考えは自分で書き、書いたことの責任も負うべきである。流域委員会の意見書は、分担執筆ゆえの文調の不ぞろいを調整し多くの修正意見を調整するための作業部会メンバーには大きな負担をかけたが、委員全員がそこまで働いたわけではない。

作業部会の委員が過労を訴えたのなら改善が必要だが、作業部会メンバーでもない委員が「負担が多すぎる」と主張するなら、根拠を正すべきである。流域委員が自ら意見を書き公表したからこそ、住民も信頼してきたのだ。河川管理者は、流域委員会と考えが違うなら公開の場で議論しなければならない。事務局を兼ね、委員会意見も「事務局案」で作成するのであれば、住民から「同じ穴のムジナ」との謗りを免れない。

今回集まった住民意見は、前述のように「住民対話討論会」意見発表者と相当数だぶっている。対話討論会は、もともと河川敷利用やダムなど、対立する意見が出ることを前提に討論を試みたものであるが、今回は意見発表である。流域委員会提言に賛成のものは流域委員会を評価するし、反対のものは批判する。結果がわかりきっているのに、なぜこのような聴取を行ったのか。善意に解釈すれば、急な開催で意見発表者を集めるために、しかたがなかったのだろう。しかし悪意に解釈すれば、流域委員会の提言に不満のある住民から集中的に流域委員会への批判意見を集めたかったとも取れる。不信は深まるばかりである。ダム推進や、さらなる河川敷利用を求める住民は、流域委員会提言が自分たちの希望に沿わないから批判しているのであって、もし提言が希望通りなら、流域委員会はさぞ絶賛されたことだろう。

同じことが「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」にも言える。そもそも河川管理者は、淀川水系流域すべての市町村長に懇談会への参加を依頼したのだろうか。「住民の意見を聞く会」と同じパターンだったとすると、今までに流域委員会の提言に対し、反対意見を主張してきた市町村長のみ声をかけたのではないか。彼らの多くは、流域委員会とレビュー委員会を混同し、流域委員会の提言ではなく、河川管理者の「河川整備計画第一稿」「同第二稿」「同基礎原案」「同基礎案」に対して不満を述べていた。「まず河川管理者が、原案を示し、流域委員会はそれに対し意見を述べればいい」というのが大方の意見であった。自分たちが、その原案に反対しているとも自覚せずに、また「住民全員の意見を聞くことはできないのだから、聴かなくてもよい」とも述べた。そういう従来のプロセスでは住民の合意を得られず、計画が平行線のまま硬直し住民同士に深い禍根を残すために、河川法を改正し河川整備計画づくりを変更することにしたのだ。淀川水系流域委員会は、改正河川法にのっとった「新たな川づくり」を目指すために設置された。それを「止めろ」と言う市町村長は、改正河川法を改正することを主張し、住民に信を問うべきである。彼らの背負っている「住民」だけで、果たして選挙に勝てるだろうか。

流域委員会に対する市町村長の不満は、提言の内容が彼らの地域に関わるダムに対し厳しいものであり、河川敷利用を抑制する方向であったためである。そういうしがらみを持たない市町村長は、議会開催などで忙しいこの時期に懇談会に出席などしない。そういう発言に終始することがわかりきっているのに、懇談会を開いた河川管理者の意図は、再び悪意に取るなら、そういう意見を集めたかったということになる。結果が目に見えている中途半端な意見聴取こそ、予算の無駄ではないのか。

河川管理者が事務局を兼ねることは、河川整備計画策定に透明性を欠き、多くの住民の不信を生み、時間や予算をさらに無駄にし、流域委員会とのキャッチボールを公開の場で

行うことを阻害するだろう。時間や費用が妥当かどうかは、提言に対する意見の相違により平行線である。河川管理者は、流域委員会提言反対意見者に言わせるのではなく、自らの考えを率直にレビュー委員会に示すべきである。

070406 レビュー委員会意見書

河川整備計画に魂を吹きこむために

尼崎市 細川 ゆう子

私の中学時代の社会の恩師は、民主主義について「多数決とは、数に勝る意見だけを取り上げることではない。多数派は、少数派の意見をよく聞き、徹底して議論し、少数派の意見のいいところは取り入れて、結論を出さなくてはならない。それが真の民主主義である。日本の民主主義は、多数決をはき違えている。稚拙な民主主義だ」と教えてくれた。最近、社会的合意や、合意形成の手法が、立派な研究対象になるようになった。新潟大学の大熊先生は、淀川水系流域委員会を「上下流、広範囲な流域から集まった委員が、合意形成できたことは、画期的だ」と評してくださった。確かに、私は流域委員会の委員として、奇跡的な議論の集約を何度も経験することができた。

ハリウッドの名画に「十二人の怒れる男」という、裁判を題材にした映画がある。12人の陪審員のうち、11人までが「有罪」と断じた被告人に対し、ただ一人有罪を疑う陪審員がいる。主人公は、11人に自分の疑問をぶつけ、解明していくうちに、「無罪」と主張を変える陪審員が増えていく。最後には、12人全員が被告人を「無罪」と結論するのである。流域委員会には、有馬先生という植物を専門とする委員がいた。大学の先生ではなく、住民の中にあって植物について教えてくれる先生だった。先生は「高水敷に盛土をして干陸化し、都市公園やスポーツに利用してきたために、高水敷の植物は、川原特有の植生ではなく、いわゆるグラウンド植物ばかりになり、外来種の優先が進んでいる」と現状を訴えた。スポーツ利用を止め、高水敷の切り下げを行わないと、川原特有の植生を取り戻すことは出来ないと主張した。そこで、流域委員会の提言にそのことを盛り込んだ。河川管理者もそれを受け「河川整備計画第一稿」に「川でしかできない利用を進める」とした。

しかし「提言」と「第一稿」が発表されると、高水敷をスポーツに利用している団体や、運動公園などの利用をさらに進めたい地元自治体から、激しい反発を受けた。署名を集めて、提出した団体もある。先日の「流域市町村長懇談会」にも、高水敷の利用を制限する流域委員会を批判する市長が何人かいた。「公園利用をさらに進めるために、河川敷の清掃や草刈り、樹木の伐採まで、国にやってほしい」と要求したり、「ただで使える土地があるのに、利用しない手は無い」と言い切る市長もいた。「第一稿」発表後も同じで、河川管理者も手を焼き、流域委員会に困惑を訴えた。特に、子どもに野球やサッカーを指導している団体の代表は、繰り返し「子どもから楽しみ場を取り上げるのか」と委員に訴えた。さすがの委員も、子どもには矛先が鈍り「堤内地に代替の土地が無いなら、これ以上の利用は制限するだけにして、現状利用しているところは仕方が無いのではないか」と、大方の委員の意見が傾いた。しかし有馬先生は「現状の利用を容認しては、流域委員会が環境の目標にしている 1960 年代前半の河川環境を回復することは、不可能になる。積極的に利用を減らしていかなければならない」と、ただ一人主張し続けた。他の委

員は、その真剣さに心打たれ、結局全員が有馬先生の主張に賛同したのである。

流域委員会では、そんな場面がしばしばあった。河川形状の縦方向、横方向の連続性を回復することを主張した紀平先生。琵琶湖の固有種の減少、琵琶湖漁業の窮状を訴えた松岡さん。堤防の越水に対応する補強の必要を訴えた今本先生。たった一人で、全員を敵に回しても一步も引かず、信念で発言する委員がたくさんいた。それが、他の委員の心を動かしたからこそ、流域委員会は、合意の上「提言」「意見書」をまとめることができたのだ。

先日、一年以上開催されなかった「河川保全利用検討委員会」を傍聴した方から、報告があった。一年の間、委員会のレビューがされ、検討の対象などの見直しが河川管理者から説明されたという。先日の市長たちの傍若無人振りとあわせて考えると「河川管理者は音を上げ、有馬先生があれほどがんばった流域委員会「提言」「意見書」を、なし崩しにしようとしているのではないかと不信を抱かざるを得ない。どんなにすばらしい「提言」「意見書」を書いたとしても、それを実施し、新たな河川整備を実現するのは、河川管理者だ。河川管理者が「提言」「意見書」に込めた流域委員の「想い」を、「新たな川づくり」にかけた夢を理解してくれなければ、厄介なことはどんどんなし崩しにされてしまう。

流域委員会では、対話討論会(円卓会議)によって、利害の相反する住民を討論させ、合意形成をめざそうとした。高水敷の利用の場合、「環境のための利用を7割、スポーツ利用を3割ぐらいでもいいのではないかと発言した人に向かって、私の母は「環境が大切だと言うなら、スポーツの利用もしながらでは、環境を守っていないのと同じだ。100%環境か、100%スポーツか、二つに一つだ」と主張した。合意形成は、単なる妥協に陥る危険がある。どちらも取るように見せて、結局どちらも手に入れることにならないのだ。ダムなど、もっとそうだ。今、利水の撤退が相次ぎ、計画中の多目的ダムが治水専用ダム(穴あきダム)に計画変更され、実施されようとしている。治水に役立ち、普段は湛水しないので環境にもやさしいという。しかし、自然環境豊かな地域に大型人工構造物をつくることに変わり無く、建設と試験湛水による環境破壊は深刻なはずだ。一方、治水に有効かと言えば、河床部付近に放流口があるのだから、底に穴の開いた器のようなものだ。多目的ダムなら、どんな小さな洪水もとれあえず溜めてくれるが、穴あきダムは、小さな洪水は溜まらずにこぼれてしまう。中途半端な治水効果と言わざるを得ない。治水、環境両方を並び立たせるダムなど作ろうとするから、「穴あきダム」なんて出来損ないを、生み出してしまふのだ。

第三期委員会には、流域委員会「提言」「意見書」に委員らが込めた「想い」を伝える委員が必要だ。字面だけでは伝わらないものを、新たな委員や河川管理者に伝えてほしい。そのためには、第一期の中から「提言」「意見書」の内容に重要な役割を果たした委員に、年齢、継続年数にこだわらず、再度復帰していただくべきだ。河川整備計画原案を信念でもって審議し、整備計画に魂を入れてほしい。第三期委員に「新たな川づくり」にかけられる夢や信念がなく、河川管理者に、「提言」

「意見書」を受けた新たな河川整備に取り組む意欲が無いなら、せっかく作った河川整備計画は「仏造って、魂入らず」ということになるだろう。

070527 流域委員公募に対する意見

やはりレビューすべきは河川管理者だった

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会委員の公募が始まった。河川管理者は、「公募の方法は基本的にこれまでと同じで、自薦・他薦は問いません。」とのことであるが、それが大きな問題である。レビュー委員会では、「淀川水系流域委員会のこれまでの運営は、河川法に照らして妥当であった」との結論を得たが、委員全員が十分に活躍したとは言えず、特に二期の委員構成などには、住民の批判があったことは無視された。

河川管理者の発表によると、委員の条件として「委員の年齢は68歳（平成19年6月末日時点）未満とします。」としている。この条件のために第一期で熱心に活動してくれた多くの委員が、辞任させられたのだ。4年間、委員長、琵琶湖部会長、猪名川部会長として委員会を率いてくださった方、委員会に手弁当でも参加し淀川の環境のために重要な提言を続けてくださった方、その方々が、何の根拠もない年齢制限で委員を続けられなかったのだ。先生方のほとんどは、流域委員会の傍聴にもいらっしやらない。深く自尊心を傷つけられたからだ。

そのような犠牲を払って始まった二期委員会は、成功したであろうか。まず、今までの審議の復習に多くの時間を割いた。振り返りに時間がかかり審議がしばしば逆戻りし、二年間で議論に大きな進展はなかった。河川整備計画の審議のためには、提言に重要な役割を果たした多くの第一期委員を排除したのはマイナスだった。

一方で、河川工学者だという理由で、もともと一期から出席率も悪く、発言も少なかった委員を多く残した。それらの委員は、二期でも委員会に貢献しなかった。そのうちの一人は、河川工学者の中でも、最も出席が悪く発言もしてこなかったのに、第三期の選考委員まで引き受けているのだ。最も委員会に貢献しなかったのに、あまりにも恥知らずではないか。

私は、流域委員会に18年9月18日に「流域委員定年制は、もったいない」という意見書を提出したが、その後の10月10日の委員会でも、三期の委員について、定年制を撤廃し流域委員会の提言の根幹に関わる委員を継続させるように、河川管理者に要望している。河川管理者は、それも無視しようとしている。これも、前例のあることだ。第一期委員会でも、作業部会を設けて第二期委員について検討をしている。「さまざまな年齢の委員を入れる」「男女比を改善する」などの提言はことごとく無視された。あげくに持ち上がったのが、70歳定年制なのだ。全国のどこの諮問委員会に、そんな規則があるだろうか。そんなことをすれば、多くの大御所御用委員が仕事を失うだろう。河川管理者がそれを妥当とするなら、まず河川局の審議会で実践すべきだ。多くの一級河川の命運を、たった数人の河川工学者がいつまでも居座って、ろくにその川を見ることもなく、やっつけ仕事で、河川局の基本方針にお墨付きを与え続けているではないか。

淀川水系流域委員会のみ、定年制を設けるのはなぜか。それを口実に排除したい委員がいるからではないのか。つまり、今回は前流域委員長だ。第二期委員会は、それを恐れて河川管理者に要望を行った。それに答えることなく、前回どおりの条件を堅持するのは、淀川水系流域委員会に対して、私たち住民に対しての裏切りに他ならない。

委員としての働きではなく、定年制を理由の、重要な流域委員の排除は決して認められない。これは、河川管理者の住民への裏切りの証明である。近畿地方整備局長は、再度、抗議の矢面

に立つことを覚悟すべきである。

070606 推薦委員会意見

流域委員会委員公募をただのセレモニーにするな

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会委員公募が始まった。しかし、実は流域委員のうち、公募で選ばれるのはわずかなのである。

2001年2月淀川水系流域委員会第一期委員会がスタートした時、河川工学者6名、利水1名、人文系7名、環境23名、地域の特性に詳しい委員16名、計53名という異例の委員構成、委員数の諮問委員会だった。その中で、私の知る限り、公募により選ばれた委員は3名しかいない。言いたがらない人もいたかもしれないが、数名を超えることはないだろう。残りは、河川管理者、準備委員会委員の推薦で選ばれている。これは、まだ知名度のなかった流域委員会に、公募で十分な人材の確保は不可能であったろうから、やむをえないと思う。

河川管理者自身も、意見を提出した子どもの母親に委員を依頼してみるなど様々に努力をしたようだが、部会委員に関しては、各部会長の権限が大きかったようだ。たとえば猪名川部会の場合、地域の特性に詳しい委員を選ぶために、庶務が猪名川流域で活動する団体をリストアップし、その中から部会長が候補を選んだと聞いている。青年会議所や琵琶湖や桂川の漁業者から選んでみたり、琵琶湖のカヌースクールの経営者など環境に反する立場の委員も加えてみたり、あらゆる立場の委員を選ぼうと河川管理者、準備委員、庶務が一丸となって苦心したことが、その人選からも偲ばれる。

その後「中間取りまとめ」「提言」「意見書」「ダムについての意見書」など、4年間一貫してダムに対して厳しい提言を行ってきた淀川水系流域委員会が、この委員の人選に問題があったと、河川局やダム推進を望む人たちに思われてきたことは聞こえてくる。しかし、その考えは正しくない。淀川水系流域委員会の議論は、改正河川法のもとでの新たな川づくりを目指して始まった。河川の変化を憂慮する委員が多かったせいで、そういう情報が多かったことは否めないが、環境や地域の特性に詳しい委員も、積極的に河川管理者の説明を聞き、治水や利水を学ぼうとしたし、河川工学者も環境を学ぼうと努力していた。猪名川部会で「淀川で一本ぐらいダムのない川を作ろう」と気をはいていた魚類専門の先生が治水を学んで「人の命には、代えられない。環境をよくしたいのに」と真剣に悩んでおられたことを思い出す。「中間取りまとめ」の淀川部会意見で「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない」と書いた委員は、三ヶ月、胃潰瘍になるほど悩んだそうだ。当時の淀川事務所長は「原案を河川管理者が提示してからでは、議論は平行線をたどるだけだ。問題点を共有し、課題を共有し、議論した上で河川整備計画を策定したかった」と語っている。本気で、住民と合意できる河川整備計画を目指そうとしたのだ。

もともと流域委員会は改選されるはずではなかった。2年のあいだに河川局の基本方針が出て、議論を始めていた流域委員会はそのまま河川整備計画原案の審議を行うはずだった。ところが、河川法が改正されて何年もたつのに河川局は動かない。委員の任期を2年延長して待ったが、やっぱり基本方針は決まらない。仕方がないので河川管理者は、1年11か月でようやく河川整備計画第

一稿を発表する。続いて第二稿、基礎原案と重ねる。あとは4年の任期が終わるまでに基礎案が出たのみである。さすがに「また全員の任期を延長するわけにもいかない」と委員から10名ほどを選んで検討会を行ったが、そのときの検討会でまとまったのは、男女のバランスを改善すること、幅広い年齢層の委員を入れることであって、「若い人材をもっと入れよう」とは言ったが、高齢の委員を排除するようには言っていない。

4年の任期が切れるとき、立ち上げの時の準備委員4名と外部委員1名の計5人で委員候補推薦委員会を立ち上げ、委員の選考を行った。一期のときは、河川管理者は推薦するだけで選考は準備委員に任せ、選んだ委員を全員飲んだのだから、河川管理者が口を挟む分、二期の委員選考は後退している。けれどもこの時は、推薦委員会に継続の委員と新規の委員全員を審議させている。それでも委員会は、委員の配分を大幅に河川管理者の希望に合わせている。河川工学者11名（継続4、新規7）環境7名（継続3、新規4）住民連携6名（継続4、新規2）人文系3名（継続2、新規1）利水1名と、河川工学者の比重を増やし環境と地域の特性に詳しい委員（住民連携）を大幅に削減したのだ。委員数も53名は28名に大幅に削減された。

今回、三期の委員を公募するに当たり、河川管理者は「今後とも透明性、客観性、住民参加を推進する姿勢に変わりはありません。」と言うが、推薦委員会は「新規委員候補者の推薦を行う」としかしない。継続の委員は、推薦委員会を通さず、河川管理者が、公開もせず選ぶと言うのだ。どこが「基本的にこれまでと同様の方法等により、公募します。」なのか。まったく違うではないか。二期の選考において不評だった、委員の専門性の河川工学への偏りも、地域の特性に詳しい委員、環境の委員の大幅削減も、委員の年齢制限も、何も反省せず改善していない。委員選考を公開するのは新規に限り、継続の委員の選考は、河川管理者が秘密裏に選ぶ。この方法が「透明性、客観性、住民参加」の後退でないと言うのだろうか。推薦委員会の委員の中には、6年委員を務める間、現地視察など自主的な参加は一切せず、所属部会、委員会にも滅多に出席せず、定足数で足を引っ張り続けた委員が、河川工学の新規委員を推薦し、公募の委員を選ぶのだ。流域委員会の審議をもっとも理解しなかった委員にこれからの委員を選ばせる河川管理者の意図を勘ぐるのは、当然ではないか。しかも、実は二期のときにも200人以上の応募があったのに、新規に選ばれたのは推薦委員や河川管理者の推薦を受けた人がほとんどで、公募で入った委員は2名（推測）しかいない。今回、どれほど公募に集まっても、その中から何人取ってくれるだろう。この仰々しい公募も委員候補推薦委員会も「透明性」を住民に印象付けるための単なるセレモニーに過ぎないのではないか。なぜ推薦委員会に全委員の推薦を任せることができないのか。継続させたくない委員がいるからではないのか。このことに、河川管理者の流域委員会提言の継続性を断ち切る意図を見るのは、私だけではないはずだ。

淀川水系流域委員会は、委員、河川管理者、傍聴者、庶務みんなが真剣に話し合ってきた過程そのものが大切だった。それが、画期的な提言を生んできたのだ。もはや、その過程を経験した委員はほとんどいなくなってしまう。しかも三期のスケジュールでは、6年の蓄積を学んでいる暇はない。それで、河川整備計画原案を審議しなければならないのだ。今までの流域委員会の議論は、引

き継がれない。あとは、河川管理者自身に願うしかない。6年の議論に参加したあなた方自身がプライドを持ってほしい。淀川水系流域委員会の議論が正しいと思うなら、自分たちがやってきた仕事を、信念を持って行ってほしい。大切なのは、新たな川づくりを実現することなのだから。

070608 推薦委員会傍聴感想

河川局の「淀川水系流域委員会」つぶしのシナリオが見えた

尼崎市 細川 ゆう子

6月6日「淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会」が始まった。それは、第二期委員会委員選出のための同名の委員会とは、似て非なるものであった。前回は一期の委員から継続させる委員を選ぶことと新規の委員の選出の両方を担っていたのに対し、今回は、第二期からの(一期の委員は最初から含まれない)継続の委員は河川管理者が選び、推薦委員会は新規の委員のみを選ぶことになる。継続の委員を河川管理者が選ぶ理由が振るっている。「継続の委員はすでに流域委員になっているので、委員にふさわしいかどうかを判断してもらう必要がないから」なのだそうだ。二期の委員は、半数に削減される。流域委員の半数を河川管理者が非公開で勝手に判断して、透明性を確保したと言えるだろうか。今までの流域委員会の精神にかなうと言えるだろうか。しかし推薦委員の誰からも、それを批判する声は聞けなかった。

規約も微妙に変えられている。

第1条 (名称) 変わらず。

第2条 (目的)

(平成16年)

委員会は、淀川水系河川整備計画(案を含む)の計画内容の進捗の点検、変更にあたって意見を述べるとともに、同河川整備計画(案を含む)の変更にあたり関係住民の意見の反映方法について意見を述べること及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べることを目的として組織の改編を予定している「淀川水系流域委員会」(以下「流域委員会」という。)の委員候補について推薦を受けるために、国土交通省近畿地方整備局長(以下「地整局長」という。)が設置する。

(今回)

委員会は、淀川水系河川整備計画の案の作成にあたって意見を述べることを目的として設置する「淀川水系流域委員会」の新規委員候補について推薦を受けるために、国土交通省近畿地方整備局長(以下「地整局長」という。)が設置する。

第3条 (組織等)

(平成16年) 委員会の委員は、淀川水系及び公共事業の事後評価に関し学識経験を有する者のうちから地整局長が委託する。

(今回) 委員会の委員は、淀川水系に関し学識経験を有する者のうちから地整局長が委託する。

第4条 (情報公開) (変わらず)

第5条 (会議) (5まで変わらず) (今回6を追加)

6. 委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行う。(委員数は5名から4名に減っている。つまり前回5分の3で過半数だったものが、今回は4分の3必要。委員のうち一人は間違いなく御用委員。事務局の意図通り、議長を推薦したことで明白)

第6条 (庶務)(平成16年のみ)委員会の庶務は、パシフィックコンサルタンツ株式会社が行うものとする。(今回は河川管理者が事務局)

(以下は変わらず)

以上の変化をどう見るか。河川管理者は「淀川水系流域委員会」の目的を変えようとしているのである。河川整備計画の策定がすめば、流域委員会をお役御免にするつもりなのだ。そのためには、三期の委員はできるだけ今までの経過を知らないほうがいい。河川管理者は、継続の委員の選定を「推薦委員会」から取り上げ、一期からの委員をすべて切るつもりではないか。二期の中でも御しやすい人間だけを残し、「推薦委員会」で選んだ委員に今までの経過を知らせず、事務局案を追認させて規約を改正し、目的を変更する。そして二年で「淀川水系流域委員会」をつぶす。

もともと「淀川水系流域委員会」の目的は、他の流域委員会と同様、河川整備計画の策定にあたり意見を述べることであった。しかし「淀川水系流域委員会」の提言に対する河川局の圧力が強まったことから、せつかく策定した河川整備計画を覆されることを危惧した当時の近畿地方整備局の河川管理者が、整備計画の事後評価も「淀川水系流域委員会」の目的に加えたのだ。それを変更にかかるということは、万一淀川の河川整備計画が、河川局の意図せぬものになったとしても、その後の進捗でいくらかでも変更しようとしているということだ。

三期の委員会は、事務局(河川管理者)の規約改正の提案から始まるだろう。そのときの委員に、からくり気付く人はいるだろうか。いても、多数決で押し切られることになるだろう。今、そのシナリオに向けて着々と準備が進んでいるのである。

こうなると、新規の委員の選考が重要になる。「委員推薦委員会」の責任は重い。しかし6日参集した4人の委員は、前回の推薦委員会がどのように運営されたのか、まったく知らなかった。大笑いなのは、河川管理者も知らなかった。議事録を公開したかどうか、プライバシーを侵害せずどうやって公開したか、いちいち部下に聞く有様であった。担当者たちでさえ、このシナリオを演じる悲しき役者に過ぎないのだ。推薦委員も同様である。すでに、委員の条件には、委員の専門性、年齢などの厳しい制約が課せられている。次回の委員会では、専門分野や構成について検討することになっている。ここでも、河川管理者の配布資料「これまでの流域委員会委員の分野毎構成比」(資料-7)にはごまかしがある。分野の項目は治水・防災、利水・利用、環境、人文・経済・社会で、地域の特性に詳しい委員(住民連携)は、人文・経済・社会に含まれる。構成比の中で独立していない。他の人文系学者と、いくらかでもすりかえられる。一期から二期に16名から6名にまで削減されたのに、構成比は43%から37%に減っただけのように見せかけている。こんなからくりにも、推薦委員は気付いてくれるだろうか。そして私は、尊敬する先生方と6年間育

んだ「新たな川づくり」の夢が破壊されていくのを、見守ることしかできないのだろうか。

070626 第二回委員推薦委員会を傍聴して

河川管理者よ！自ら委員を選ぶ弊害を知れ！

尼崎市 細川 ゆう子

河川管理者は、推薦委員会に対し、次期流域委員会の委員数 24 名の半数を新規委員とし、その倍の人数を推薦することを要望した。断られることを想定してとのことである。

しかし前回(二期委員会)の推薦委員会は、まず継続の委員の中で、どうしても残ってほしい委員を先に選び、それで欠ける専門分野の委員を新規として追加している。しかも継続と新規の委員の比率は 2:1、16 名対 8 名である。河川管理者は「24 名という委員数は推薦委員会が提案したものなので、最終的に推薦者が 28 名、29 名になってもよい」とも言っている。

前回の推薦委員会では、今回(三期委員会)の改選についても言及しており、三期では一期からの継続の委員を半数にし、新規委員の中で二年間のみ委員が出ることも已むなしとしている。前回推薦委員会の第二回では、推薦者のなかに辞退者が出た場合は、第三回で選びなおすことにしている。議事録によれば「(推薦者が)全員オーケーだとなればもうそれで次は承認確定と」「意向確認をしてオーケーと言われた方はここでは必ず推薦するという決定をしておかなければならない」「承諾を停止条件として効力が生じるということ今日確定する」として、推薦委員会が推薦を決めた候補は全員意向確認をして、承諾した場合は必ず委員に推薦することを確認している。

つまり、前回の推薦委員会は、流域委員会委員の選定において、できる限り広範囲を網羅するために各分野に委員を置くことを目指してはいるが、継続性を保つことの方を重視している。だからこそ、先に継続の委員を選んだ。そして継続、新規ともに、推薦委員会が推薦を決めた候補には、本人が辞退する以外は必ず委員を依頼することを、河川管理者に確認している。

ところが今回の推薦委員会は、継続の委員の決定権がない。河川管理者が提示した分野ごとに、すべての分野に対し推薦者を決めただけである。各分野において、一期からの継続の委員か、二期の委員か、新規の委員か、どちらを取るかの決定権は、河川管理者に一任されてしまったのだ。

6 月 20 日の第二回推薦委員会では、まず治水について、治水分野の推薦委員が 5 名の新規委員の候補を挙げた。河川 2、治山・砂防 1、防災 2 である。環境の委員からは、河川で別の候補を一人挙げ、防災では、同じ候補を一人推している。さらに議長は「経験から外せない。さらに推薦者から判断して」としてやはり防災の候補一名を推した。委員 4 名のうち 3 名の推薦があったのは、防災の候補一名のみであった。

しかし、二期の選定の時の専門分野項目とは変わっている。河川と防災を分けていない。河川と防災をあわせると新規 6、二期 5 が、候補となる。定員は、5~6 名。三期委員会の治水の定員の 2 倍以上の候補の中から、河川管理者が随意に選ぶことになる。ある元委員の問い合わせに対し、河川管理者は「推薦委員会には、優先順位をつけてもらうので、問題はない」と答えたそうで

ある。治水では、6名の候補が挙げたが、治水の委員は、河川については優先順位をつけたが、防災にはつけなかった。しかも最後のドサクサにもう1名「少し高齢だが」と候補を追加した。本来なら推薦委員3名の推薦を受けた候補が、優先順位が高いのが当然である。しかし優先順位はうやむやにされた。

推薦委員会は、「利水・利用」「環境」「人文・経済・社会」についても委員候補を6名ずつを目安に、挙げた。前回は「地域の特性に詳しい委員」を重視して、1:1:1:1.5を目安にしているから、今回さらに住民の委員は縮小されたことになる。二期改選当時は「人文・経済・社会」は11名だったが、すでに辞任した委員が3名あるから、継続の候補は8名。さらに推薦委員会の推薦は8名。この中からわずか6名に絞ることになる。

推薦委員会は、すべての分野の委員を推薦したことで、河川管理者が、都合の悪い二期の委員を新規の委員にすげ替えやすくしたことになる。前回は継続を決めた委員の対立候補は、推薦していないことに比べると大きな違いである。

河川管理者は、今後どういう選択をするつもりなのか。実は、推薦委員会委員3名の推薦を受けた防災の候補は、元流域委員10名以上の推薦も得ている。もしこの候補が取られないことがあれば、河川管理者は、推薦委員会の意向だけでなく、元流域委員の意向も裏切ることになる。それをどう言い訳をするつもりだろう。推薦委員会議長は、推薦した候補を選ばなかった理由は、第三回の推薦委員会の席で説明するように求めている。注目したい。しかし新規の委員だけでなく、一期、二期からの委員選定の理由も公開すべきと私は考える。

結局、委員の公募や推薦委員会は、形式だけ今までどおりの手続きを取ったように見せかけるだけで、河川管理者が都合のよい流域委員を選ぶ隠れ蓑にされてしまった。私は、河川管理者のために嘆かずにはいられない。あなた方は、流域委員を自ら選ぶことだけはしてはいけなかった。あなた方が作る河川整備計画に誇りを持つなら、論理的に正しいと自信があるなら、誰に審議されても問題はないはずだ。流域委員を自ら選ぶということは、都合のいい委員を選ばなければ批判されるような計画であると認めたことになる。あなた方と一緒に河川整備計画策定を目指したものとして、今とても悲しい。あなた方が発表する河川整備計画原案がどんなに優れたものであっても、あなた方が選ぶ流域委員がどんなに優れた人たちであっても、もう遅い。あなた方が選んだというだけで、三期の流域委員会は御用委員会とのそしりを免れない。河川整備計画は「お手盛り」と言われるしかない。どうか、この結末を他の河川の流域委員会に広める恥さらしだけは止めてほしい。

流域委員を、河川管理者が自ら選ぶことだけは、もう終わりにしてほしい。それをする限り、住民の行政不信はぬぐえない。淀川水系流域委員会が今後どうなるか、河川整備計画が住民にどう受け止められるかが、その教訓になることだろう。

(付) 河川管理者が住民の不信を買ってきた経過

平成 17 年 6 月 淀川事務所長、河川部長を通して、淀川水系流域委員会に関わってきた M 氏が、河川局へ異動。

平成 17 年 7 月 水資源機構から異動した河川部長が、今までは流域委員会に先に発表してきた前例を破り、記者会見により「建設中のダムについての方針」を発表。2 ダムについて「当面実施しない」2 ダムについて「計画を見直した上、実施」とした。

平成 17 年 8 月 淀川水系流域委員会は「方針」に対し「調査検討が不十分」として、2 ダム建設の方針に対し、反対を表明。

平成 17 年 10 月 3 日 河川局において、淀川についての「河川整備基本方針検討小委員会」の第一回が開催される。続いて、10 月 12 日、11 月 30 日に開催された後、13 ヶ月開催されなかった。他の水系のほとんどが一ヶ月の期間をあげ、わずか 2 回の開催で終了していることに比べ、この異常な空白は、基本方針の策定を遅らせ、河川整備計画原案を二期の淀川水系流域委員会に審議させないためではなかったのか。小委員会は、二期の委員の任期が切れる 19 年 1 月に再開された。

平成 18 年 10 月 10 日 淀川水系流域委員会において、二期の流域委員会の委員候補推薦委員会が 9 月に設立されたのに、三期の委員を公募する動きがないことが問題になり、流域委員らから、「委員会の継続性を重視するため、委員の年齢、在任期間によらず、提言の根幹に関わる発言をしてきた委員を継続させるように」との要望があった。「委員選定の準備が遅れている」との指摘に対し、河川調査官は「まだ方針が決まっていなかった。遅れているとは思わない」と発言。

平成 18 年 10 月 24 日 新近畿地方整備局長が、就任の挨拶の記者会見で淀川水系流域委員会の休止を発表。新聞各紙に大きく報道され、流域委員に止まらず、住民からも「河川整備の逆行」との激しい反発を受けた。近畿地方整備局は「もう十分に意見を聞いた」との当分「休止」の方針を翻し、「お休みいただいて、その間にレビュー(振り返り)を行い、それにしたがって三期の委員会を速やかに再開する」と言い草を変えた。

平成 19 年 1 月 第二期流域委員会の任期が切れ、休止に入る。同時にレビュー委員会スタート。

平成 19 年 4 月 レビュー委員会終了。淀川水系流域委員会の方式は、概ね肯定される結論となる。

平成 19 年 6 月 第三期流域委員会のための委員候補推薦委員会が設立される。

三期流域委員会委員選定の問題点

1. 二期流域委員会の要望にもかかわらず、委員公募の条件に年齢制限をつけたこと
2. 推薦委員会に新規の委員のみ推薦させ、流域委員全員の選定を任せなかったこと。
3. 新規委員の定員の倍の人数を推薦させ、推薦委員会で推薦した候補の中で、結局は河川

管理者が最後の決定をするようにしたこと。

4. 結果、公開とは名ばかり。河川管理者が秘密裏に流域委員を選ぶことになった。

070727 次期流域委員発表を待つ意見書

川づくりを変えるために、官僚主義を変えなくちゃ

尼崎市 細川 ゆう子

久馬元防衛省長官が、住民団体の質問状に対する回答を参議院選挙後に延ばして、またも批判を浴びている。住民団体は、有権者の判断材料にするために質問しているのだから、選挙前に回答するのが筋だ。淀川水系流域委員会でも、同様のことが起こっている。次期流域委員会が八月に再開されるのに向けて、すでに委員の選考を行っているのに、河川管理者はその公表をいたずらに遅らせている。参議院選挙への影響を恐れているからではないのか。これこそ、住民の不信を招くことにならないか。

河川法は、長良川河口堰を、全国的な住民による反対運動を押しきって建設を強行した反省に立って、改正された。建設から12年たった河口堰は、巨大な無用の長物として、その姿をさらしている。しかし、今も河川局に君臨する官僚OBは、当時の中部地整の局長の弔辞で、河口堰を偉大な功績と讃えたという。改正河川法は、反省しない中央官僚に委ねられている限り、その精神が生かされることはない。

中学で三権分立を習ったとき、すばらしいシステムだと思った。しかし、今の日本ではそのシステムが十分機能していない。主権である国民は、立法と司法には直接審判を下すことができるのに、行政に対しては、世論でしか影響を与えられない。直接審判を下す手段がないのだ。仮に、世論によって内閣総理大臣を交代させ、閣僚を入れ換えることができたとしても、官僚たちは入れ替わらず、自分達の流儀を変えない。トップが代わろうと、省庁の人事が大きく変わることはない。それゆえ、政治のひずみが改まらない。天下りも談合も、走り出した無駄な公共事業が強行されることも、なくなる。

中央河川官僚たちは「河川のことは我々プロに任せて、素人は黙っていろ」と思っているだろう。しかし住民からは、河川の問題も、「天下り」も、談合も、社会保険庁も、根っこは同じに見える。国民の批判を浴びるのは、政治家だけ。官僚主義は、改まらない。どれも重要な問題ではあるが、税金の無駄遣いが是正されても、国民にその恩恵の実感はない。けれども、川は！私たち住民の命に関わる。日々の生活の豊かさに関わる。川づくりが改まれば、国民の毎日の生活が、より安全に、豊かに変わるのだ。これほど堤防の破堤による水害が続いているのに、どうしてもっと真剣に堤防補強に取り組まないのか。特に、破堤の原因の80%までが越水なのに、なぜ「耐越水堤防」の実験は進まないのか。これまでのやり方を変えたくない官僚たちが、阻んでいるのだ。

河川管理者は、仕事熱心でまじめな人が多い。基本高水をクリアするために、一生懸命努力してくれている。宮本さんは、講演で「治水の目的は、水害で人命が失われないこと。資産の被害をできるだけ減らすこと。基本高水は、目標。しかし今の河川管理者は、目標に捉われ、目的を見失っている。それでは、かえって増災につながる」と述べられた。また基本高水は、堤防が計画高水位までは安全に流れることを前提にしているに過ぎない。堤防は、本当に計画高水位まで壊れないのか？調査してみれば、安全性を満たしていない堤防が、どんどん見つかっているではないか。超過洪水は、どうするのか。気候変動により、記録的な豪雨が相次ぐようになっているのに、今こそ川づくりの転換が急がれるのに、それを阻むのは、国民への裏切りではないのか。それなのに、真剣に住民に向き合おうとする人物が辞めなくてはならない、出世コースから外されるような組織は、絶対にまちがっている。近畿地方整備局は、早急に三回目の「委員候補推薦委員会」を開き、次期委員を発表してほしい。

河川管理者が自ら変わらないなら、国民が行政に対して主権を行使し、改めさせることができなくてはならない。そういうシステムに変えるべきだ。しかし、今私たちにできるのは、せめて官僚に牛耳られない政治家を選ぶことしかない。今こそ、川の環境の悪化を憂う人は、川づくりを変えるために、参議院選挙では真剣に政治家を選んでほしい。今年を、真に川づくりの転換の年にしよう。

070731 要望書

近畿地方整備局 御中

淀川水系流域委員会委員選定の透明性・公平性を確保するための要望書

第三期流域委員会新規委員の公募にあたり、河川管理者は「淀川水系流域委員会レビュー委員会まとめ」を受け「次期淀川水系流域委員の新規委員を、基本的にこれまでと同様の方法等により、公募します」としているが、準備会議、第二期委員候補推薦委員会と比べ、資料にあるような変節が見られる。

大きな変節は、第二期からの継続委員の選定を河川管理者が非公開で行い、「委員候補推薦委員会」は新規委員候補のみを推薦することとしたことである。第52回流域委員会(平成18年10月10日開催)において「委員の年齢に関わらず、委員会提言の根幹に関わる発言をしてきた委員を選ぶように」との要望があることも無視している。このことは、年齢制限をつけたことで明らかだ。

第二期の委員候補推薦委員会では、委員会議論の継続性を重視し、第一期からの継続の委員を選んでから、欠けた専門分野に新規の委員を加えている。また、推薦委員会で推薦した候補全員に意思確認し、候補が承諾した場合は、定員(24名)を超えても委員とすることとし、第三回委員会で確認の上、委員確定の答申を出している。

第三期の委員候補推薦委員会の審議は新規候補のみである上、すべての専門分野に対し候補を選んでいる。そのため河川管理者が、すべての分野について継続の委員か、新規かを選ぶ権限を持つことになる。多い目に推薦する理由について河川管理者は「忙しい方でご参加いただけない方も前回の流域委員会ではございました。ということから、ご本人にいろいろとその辺も確認をさせていただいた上で、やはりお忙しいという場合にはご遠慮いただくということもありうるという点から、今この新規委員8名から12名を予定しておりますけれども、少し多い目のご推薦をいただければなというふうに考えておるところでございます。」(第一回委員候補推薦委員会議事録)と述べている。しかし第二期の際にも、確認はしたが実際には出席率の悪い委員はいたが、候補は誰も断ってはいない。第二期委員候補推薦委員会の第二回では、推薦者のなかに辞退者が出た場合は、第三回で選びなおすことにしているが、被推薦候補の中で辞退者はいなかったのだ。それゆえ、「少し多い目」が、新規委員の定員の2～3倍というのは、適正な数とは考えがたい。委員候補推薦委員会は、新規の委員についても河川管理者に選択権を与えたことになる。

第三期委員候補推薦委員会の第二回において、見上議長は被推薦候補の誰を選ぶのかが河川管理者に委ねられることを危惧し「任命の段階では河川管理者の任命権限の行使ということになってしまふ」「被推薦者のリストが出てそこから先どういうふうを選んだのかということは、権限行使であるということと情報を明らかにするということの間のジレンマは当然あるわけですが、できる限り。」「選任の経過の報告できる事柄については、事後的に明らかにしていただきたい」「被推薦者について、こういう考え方でこう処理をしたと、そのときの選ばれなかった人については、…事後的に可能な限り明らかにしていただければありがたい」と河川管理者に求めている。今までの前例からも、確認の作業を公開の場で行うべきことは当然であり、委員候補推薦委員会の推薦を受けながら、選ばなかった候補については、そ

の理由を推薦委員と住民に対し説明することは、河川管理者の最低限の責任である。

準備委員会、第二期の委員候補推薦委員会から委員候補の選定方法が変わったことに対しても、河川管理者の説明はまったく論理的でないが、「次期委員の選定に当たっては、これまでのようにその過程の透明性が確保されるように努める」という「レビュー委員会まとめ」に従うのであれば、河川管理者は速やかに第三回の委員候補推薦委員会を開催し、公開の席上において、推薦委員会の推薦を受けた候補の最終選定理由を公表すべきである。

第三期の流域委員選定は、新規委員の公募、委員候補推薦委員会の開催など、形式的には今までと同じに見せかけてはいるが、実際に選ぶのは河川管理者であり、しかもその選定の過程は非公開という透明性、公平性に欠けたものである。このような「淀川水系流域委員会」の委員選定方法は、今までの「淀川方式」を堅持しているとは到底認めることはできない。これを全国の「流域委員会」の模範とすることは許されない。模範とすべきは、準備委員会当時の方式である。選定の作業を一切河川管理者が関与せず、準備委員の手に委ねたからこそ、流域住民の心を開かせる「淀川水系流域委員会」となったことを忘れてはならない。

以上の理由で以下要望する

- ・私たち淀川水系流域住民は、透明性、公平性が保障される委員選定方法を求める。
- ・選定が遅れている理由の説明を求める。
- ・当面の対応としては、準備委員会の前例に従い、第三回委員候補推薦委員会を公開の場で、被推薦者の了解を得て、選定結果だけでなく選定経過、選定理由を公表することを求める。

細川ゆう子

増田京子

酒井 隆

淀川水系流域委員会委員選定の透明性・公平性を確保するための要望書（資料）

淀川水系流域委員会委員選定の比較表

	準備会議	委員候補推薦委員会	委員候補推薦委員会
推薦の対象	第一期流域委員会委員全員	第二期流域委員会委員の全員。(一期からの継続と新規の委員)	第三期流域委員会の新規委員のみ(継続の委員は、河川管理者が選定)
事務局	流域委員会庶務(コンサルティング会社)	流域委員会とは別のコンサルティング会社	河川管理者
委員構成と数	河川工学、水文化、環境、法律(後に流域委員)の4名	準備委員(流域委員)の4名と事業評価の1名	河川工学、財界、環境、法律の4名(流域委員2名)
委員候補募集の方法	河川管理者の推薦 225 準備委員の推薦 116 公募(自薦・他薦) 83	河川管理者の推薦 39 委員候補推薦委員の推薦 47 公募(自薦・他薦) 62	河川管理者の推薦 49 委員候補推薦委員の推薦 18 公募(自薦・他薦)20(総数 50)
委員数	55名	28名	(24名)
委員構成	治水 4 利水・利用 6 環境 20 人文・経済・社会 23 (地域の特性に詳しい委員) 16	治水 6 利水・利用 4 環境 7 人文・経済・社会 11 (住民連携) 5	治水 (6) 利水・利用 (6) 環境 (6) 人文・経済・社会 (6) (住民連携)
委員の条件	年齢制限なし	68歳未満	68歳未満
推薦委員会開催回数	4回(委員会の枠組み含む)	3回	2回
選定方法	225名の候補の中から河川管理者を入れない予備審議の上、公開の会議で確定。	一期委員の中から継続すべき委員を選び、新規候補137名より13名を選定。承諾ならば全員委員とする。	81名の中から、新規定員8~12名の倍以上、29名を推薦。
選定の透明性	選定結果と選定経過、選定理由を会議で公表(選定理由は、口頭のみ。候補の了解を得て、第4回では氏名も公表)	選定結果のみ推薦委員会で公表	推薦委員会が新規定員の2倍~3倍の人数を推薦。河川管理者が非公開で選定。
確認作業	第4回で確認の上、答申	第3回で確認の上、答申	確認作業、現時点で非公開

淀川水系流域委員会再開に願うこと

尼崎市 細川 ゆう子

7ヶ月の休止を経て、ようやく流域委員会が再開された。第三期の流域委員に継続した人は、一期からは6名、二期からは6名、残り新規12名のうち11名は、たぶんこれまでの淀川水系流域委員会のことをまったくご存じない。

私は、この休止の期間中、レビュー委員会や委員候補推薦委員会の席上、自主的に意見を配布してきた。レビュー委員会や委員候補推薦委員会には、流域委員会のように一般からの意見の窓口がなく、それを委員会の資料として委員や傍聴者の目に触れてもらうことができなかつたからである。今回、それらの意見を流域委員会への意見として提出させていただく。これで、自前でプリントし、自前で配らなくてすむ。うれしいことである。そのようなわけで、流域委員会への意見としてはそぐわない文章の羅列になることをお許しいただきたい。

現地視察についての報道を見ると、24名中8名しか参加していなかったそうである。大変残念なことである。淀川水系流域委員会は、改正河川法に基づく「新たな川づくり」を目指して発足した。賛成、反対どちらの人にも、ダムに反対する姿勢を貫いたことしか注目されていないが、それは本来の姿ではない。改正河川法は、従来の「治水・利水」一辺倒の河川整備、流域住民の意見を無視する計画づくりへの反省として、目的に「環境」を含め、住民の意見を反映した計画づくりを求めている。これまでの流域委員は、単に住民の意見を聞くのではなく、実際に現地に行き、自分の五感で川を見、地域の事情を知り、自分の考えで意見を述べるために、現地視察を重視してきた。問題が明らかになるたびに、何度もくりかえし視察に出かけた。地域の住民の意見と言っても、対立する意見がある場合どちらを取るかは、最終的には河川管理者が判断することだが、流域委員にとっても、最も心痛む、難しい悩みであった。けれど、そんな時こそ「論理的であれ」と指導され、できうる限り現地へ出かけ、問題を共有し自分の頭で考えるように努めてきたのだ。

高時川のうっそうとした河道内樹木を見た。琵琶湖の湖岸に進む開発を見た。失われる琵琶湖固有種の生息場所を見た。源氏物語「橋姫」ゆかりの塔の島の河道整備に首をかしげた。ナカセコカワニナと他のカワニナの見分け方を教わった。木津川の、モグラの穴からでも壊れるという堤防を見た。上野遊水地のそばで、地上げもせず開発する業者の所業に腹を立てた。淀川の河川敷で、滅多に見られなくなったタコノアシを見せてもらった。大戸川ダムサイトの花崗岩の山に登った。大戸川をさか上るのに、みんなそれぞれの興味に走るのに、1キロ進むのに1時間かかった。余野川ダムサイトの里山の荒廃に心を痛めた。狭窄部上流の多田地区の浸水常習地域の人口密集ぶりに頭を抱えた。猪名川の高水敷の、スポーツに利用されつくされた現状にあきれた。

河川管理者は、第三期の流域委員に対し、しきりに専門性に基づき発言することを求めている。（「専門のこと以外は口を出すな」とも取れる）もちろん専門家として、客観的に発言することは重要だ。しかし、流域委員会が諮問するのは、基本方針ではなく、河川整備計画だ。流域住民が受け入れやすい計画であるためには、流域委員自身が、住民の一人として淀川水系の川に愛情を持ち、地域性を理解して意見を述べることも大切ではないか。第三期委員が、それぞれ専門家として優れた見識をお持ちなのは、承知している。それと同時に、淀川水系の川に愛情を持って発言してほしい。それこそが、流域住民の心にかなう河川整備計画の策定につながるはずだ。

河川局で、川を見ずして量産される基本方針とは違う。血の通った整備計画にしてほしい。川を見ずして川を語ることはないようお願いしたい。